

第 2 期
秋田市民の心といのちを守る
自殺対策計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

秋田市

はじめに



本市の人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は、平成10年に急増して以降、全国の数値を上回り、平成18年には31.9（自殺者数106人）と最も高くなりました。これを重く受け止め、平成19年度からは、「秋田市自殺総合対策事業計画」を毎年度策定し、施策の実施状況等を確認しながら、秋田市自殺対策ネットワーク会議等を通じて民間団体や大学等との連携を強化するとともに、平成26年に市議会議員の発議により施行した「秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例」のもと、市民一人ひとりがかげがいのない「いのち」の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

また、平成31年3月には、国が策定を義務づけた市町村自殺対策計画の第1期計画となる「秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画」を策定し、基盤となる5つの基本施策と、本市の実情を踏まえた4つの重点施策のもと、「生きることの支援」に関する取組を総合的に推進してまいりました。その結果、本市の自殺死亡率は減少傾向となりましたが、いまだ多くの尊いいのちが失われている状況に変わりはありません。

こうした第1期計画の取組結果を踏まえ、本市の実情に即した自殺対策をこれまで以上に推進するため、「第2期秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画」を策定いたしました。市民一人ひとりが自殺を「個人の問題」にとどめず、「社会的な問題」として受け止め、自殺予防に取り組めるよう、いのちを支える地域づくりを推進してまいりますので、皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました秋田市自殺対策ネットワーク会議の委員の皆様をはじめ、関係諸団体、市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和6年3月

秋田市長 穂積 志

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画の趣旨	2
2	基本理念	3
3	計画期間	4
4	計画の位置づけ	4
5	計画の策定体制	5
6	計画の数値目標	6
第2章	秋田市の自殺の現状	7
1	秋田市の自殺の状況	8
(1)	自殺者数および自殺率	8
(2)	男女別自殺者数	9
(3)	年齢階級別自殺者数	9
(4)	年齢階級別自殺率	11
(5)	年齢階級別自殺者割合	12
(6)	職業別自殺者数	13
(7)	原因・動機別自殺者件数	13
(8)	自殺者の自殺未遂歴の有無	14
(9)	年代別死因	14
2	秋田市地域自殺実態プロファイル【2022】	16
3	「自損患者診療状況シート」について	18
4	秋田市「市民健康意識調査」結果	23
第3章	いのちを支える自殺対策における取組	25
1	施策体系	26
2	第2期計画の取組	27
(1)	基本施策	27
ア	地域におけるネットワークの強化	27
イ	自殺対策を支える人材の育成	28
ウ	市民への啓発と周知	29
エ	生きる力の強化	30
オ	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	32
(2)	重点施策	33
ア	勤務・経営対策	33
イ	子ども・若者対策	35
ウ	生活困窮者対策	38
エ	高齢者対策	39
(3)	その他の関連施策	42
3	評価指標	44

参考資料	4 5
1 第1期計画の数値目標	4 6
2 これまでの取組と評価	4 7
(1) 基本施策	4 7
ア 地域におけるネットワークの強化	4 7
イ 自殺対策を支える人材の育成	4 7
ウ 市民への啓発と周知	4 7
エ 生きる力の強化	4 8
オ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	4 8
(2) 重点施策	4 8
ア 勤務・経営対策	4 9
イ 若者対策	4 9
ウ 生活困窮者対策	5 0
エ 高齢者対策	5 0
巻末資料	5 1
1 秋田市の自殺対策取組経過	5 2
2 自殺対策基本法	5 5
3 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例	6 1
4 秋田市自殺対策ネットワーク会議設置要綱	6 5
5 秋田市自殺対策ネットワーク会議委員名簿	6 7
6 秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱	6 8

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨
- 2 基本理念
- 3 計画期間
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の策定体制
- 6 計画の数値目標

1 計画の趣旨

平成18年に施行された「自殺対策基本法」（以下「法」という。）において、自殺対策は個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないとされました。翌年には、国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

それらに基づき、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、平成22年以降自殺者数は減少し、平成17年と比べて平成27年の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数。以下「自殺率」という。）は23.6%の減少となりましたが、主要先進7か国において日本の自殺率が最も高いという状況に変わりはありませんでした。

こうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、より効果的な自殺対策の推進のため、平成28年に法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」として、必要な支援を受けられるように、全ての都道府県・市区町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

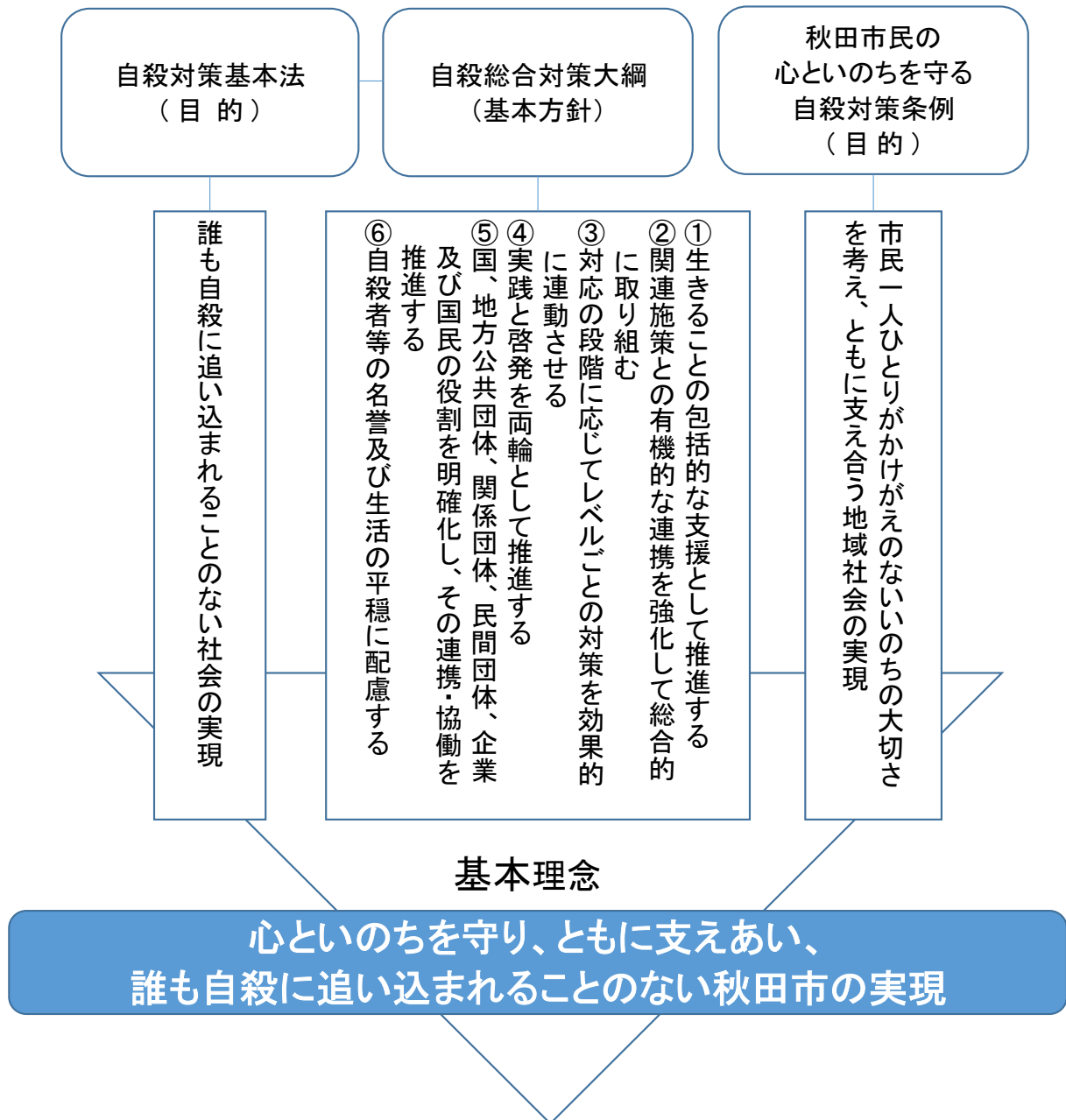
本市では、平成19年に、全庁横断的に自殺対策に取り組むため、「秋田市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、翌20年には、関係機関、NPO法人等の団体が、それぞれの分野の特性を生かしつつ、連携して自殺対策を推進するため、「秋田市自殺対策ネットワーク会議」を設置しました。平成26年には、全国的にも先駆的な議員発議による「秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例」（以下「条例」という。）を施行し、この中で地域レベルでの実践的な取組の必要性とともに、市民一人ひとりがいのちを大切に自自殺対策の担い手として支え合う地域社会の実現を目指すことを明示しました。また、実践面においては、民間団体を中心にした民・学・官の連携による取組が自殺対策の大きな推進力となっております。

本市の自殺対策計画については、国が義務化する前の平成20年度から毎年度、「秋田市自殺総合対策事業計画」を策定し、本市における自殺の状況を把握するとともに、自殺対策事業を総括してきており、令和元年度には、法に基づく第1期自殺対策計画を策定し、条例の目的および基本理念の下、庁内外のあらゆる分野の事業に「自殺対策＝生きることの包括的な支援」という視点を反映させて、本市における自殺対策を計画的かつ重点的に進めてきたものです。

本市の第1期自殺対策計画は令和5年度に最終年度を迎え、国においては令和4年10月に新たな大綱が閣議決定され、今後5年間で取り組むべき施策や基本方針が新たに示されたことから、本計画を策定し、本市における自殺対策を進めていくものです。今後も本計画に基づき、自殺対策事業の有機的な連携強化および民・学・官の連携強化を図るとともに、PDCAサイクルを回していくことで、進化させながら推進してまいります。

2 基本理念

条例の目的を踏まえ、法の目的および大綱の基本方針に則り、基本理念を「心といのちを守り、ともに支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない秋田市の実現」と定めます。



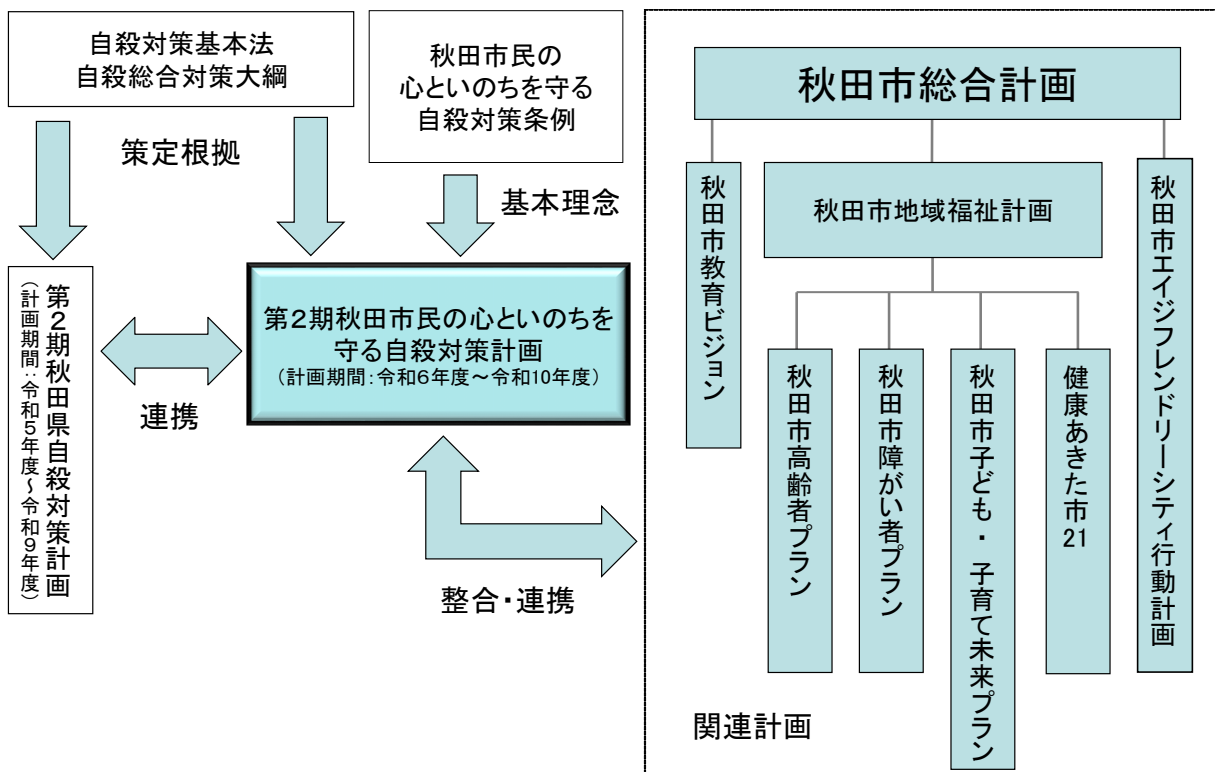
3 計画期間

大綱は、おおむね5年を目途に見直しが行われることとされており、また、「秋田県自殺対策計画」においても計画期間を5年間としていることから、それらとの整合を図り、本計画の計画期間も5年間とし、令和6年度を初年度、令和10年度を最終年度とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の自殺対策を総合的に推進していくものであり、法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として、大綱および「第2期秋田県自殺対策計画」を勘案し、また、本市の実情を踏まえ、平成26年に施行した条例の基本理念の下、策定するものです。

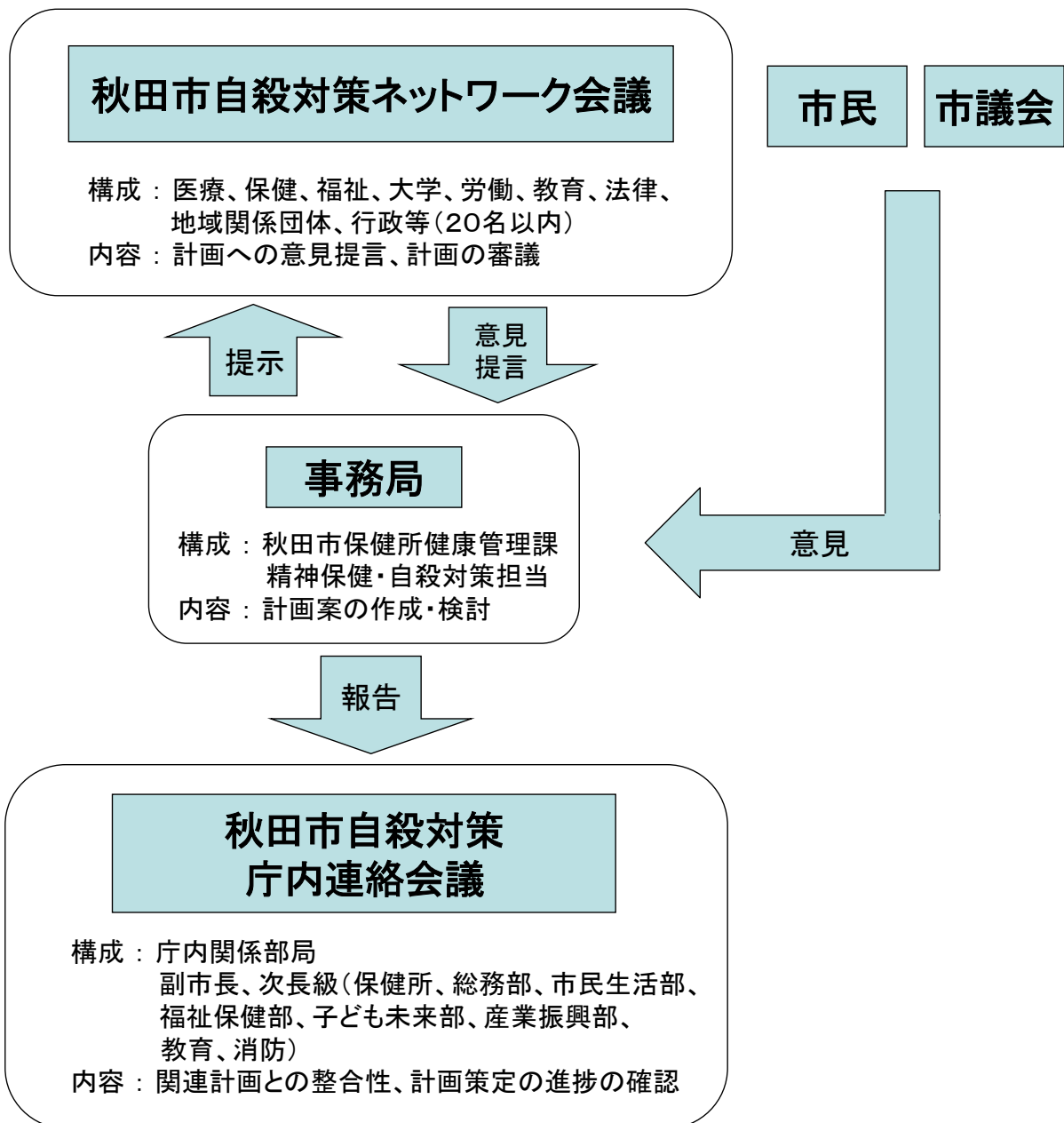
そして、市政推進の基本方針である「秋田市総合計画」の下、関連計画との整合・連携を図り、一体的に推進するものです。



5 計画の策定体制

策定作業は、秋田市保健所健康管理課精神保健・自殺対策担当が事務局となり、秋田市自殺対策ネットワーク会議における検討の結果を踏まえながら進め、秋田市自殺対策庁内連絡会議において、関連計画との整合性等の確認を行いました。

また、市民の視点から広く意見を聴取するため、市議会および関係機関等から意見をいただくとともに、市民に向けたパブリックコメントを行いました。



6 計画の数値目標

大綱における数値目標は、令和8年までに自殺率を平成27年と比べて30%以上減少させることとされています。

これを受けて、県では令和9年の自殺率を16.3以下（自殺者数140人以下）とし、平成27年の自殺率を令和9年までに36.6%以上減少とする目標値を設定しています。

こうしたことを踏まえ、本市も県と同様に、平成27年の自殺率を令和10年（人口動態統計の令和9年実績値を対象とする。）までに36.6%以上減少させ、令和9年の自殺率を12.6以下とする目標値を設定します。

Hは平成、Rは令和を表す。

		H27	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		大綱の基準年	実績	実績	秋田市自殺対策計画(5年間)					
秋田市	自殺率 (人口10万人対)	19.9	13.1	16.8	-	-	-	-	12.6 以下	-
	自殺率の 減少割合	-	34.2%	15.6%	-	-	-	-	36.6% 以上	-

36.6%以上

		H27	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		大綱の基準年	実績	実績	秋田県自殺対策計画の期間(5年間)					
秋田県	自殺率 (人口10万人対)	25.7	18.8	22.6	18.6 以下	17.8 以下	16.8 以下	16.6 以下	16.3 以下	-
	自殺率の 減少割合	-	26.8%	12.1%	27.6% 以上	30.7% 以上	34.6% 以上	35.4% 以上	36.6% 以上	-
全国	自殺率 (人口10万人対)	18.5	16.5	17.4	-	-	13.0 以下	-	-	-
	自殺率の 減少割合	-	10.8%	5.9%	-	-	30.0% 以上	-	-	-

○秋田県、全国の数値は、第2期秋田県自殺対策計画等から引用

市は、自殺対策計画の進捗管理を行い、条例第10条に基づき、毎年度、自殺の概要および施策の実施状況を議会に報告します。

第 2 章

秋田市の自殺の現状

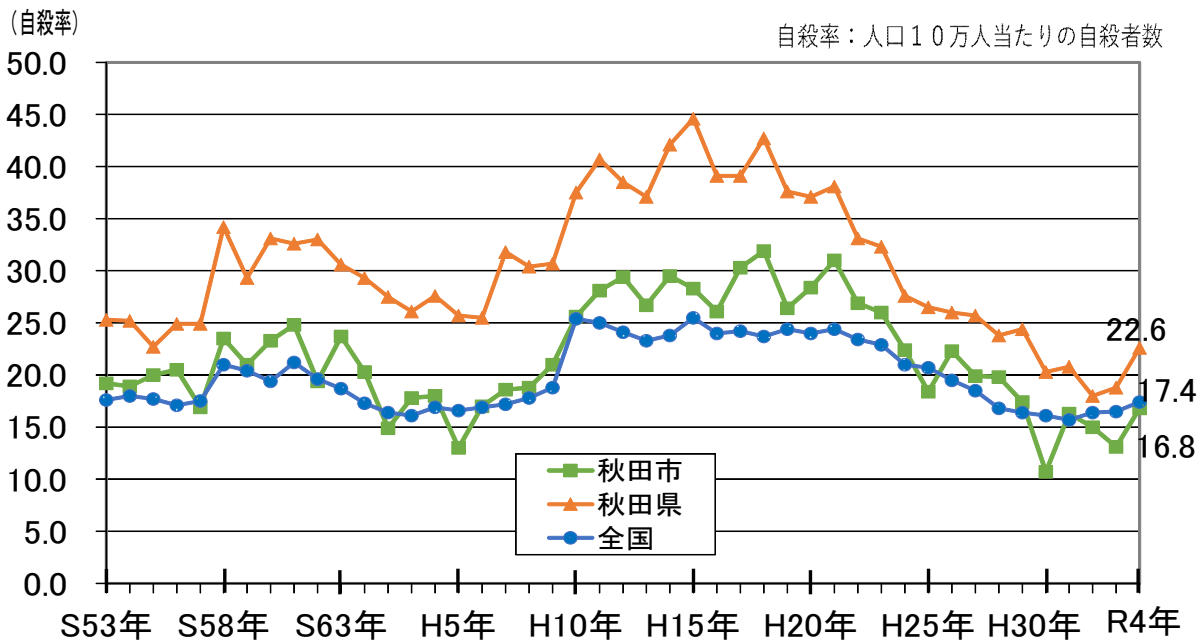
- 1 秋田市の自殺の状況
 - (1) 自殺者数および自殺率
 - (2) 男女別自殺者数
 - (3) 年齢階級別自殺者数
 - (4) 年齢階級別自殺率
 - (5) 年齢階級別自殺者割合
 - (6) 職業別自殺者数
 - (7) 原因・動機別自殺者件数
 - (8) 自殺者の自殺未遂歴の有無
 - (9) 年代別死因
- 2 秋田市地域自殺実態プロフィール【2022】
- 3 「自損患者診療状況シート」について
 - (1) 事業概要
 - (2) 「シート」の集計結果
- 4 秋田市「市民健康意識調査」結果

1 秋田市の自殺の状況

(1) 自殺者数および自殺率

秋田市・秋田県・全国の自殺率の推移（人口動態統計）

厚生労働省の人口動態統計による本市の自殺率は、平成10年に急増後、増減を繰り返しながら推移しましたが、平成18年に過去最大の31.9まで上昇しました。その後、平成22年以降は減少傾向が続きましたが、令和4年は16.8と前年と比べ増加しており、全国との差は0.6ポイントまで近づいております。



秋田市・秋田県・全国の自殺率と自殺者数（人口動態統計）

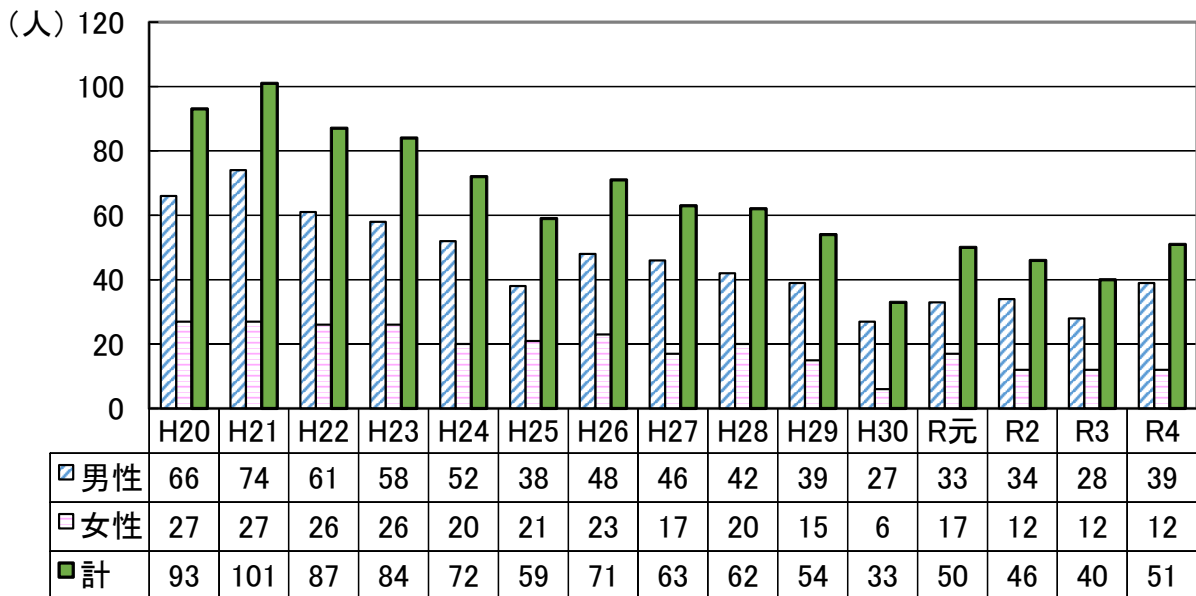
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
秋田市	28.3 (90人)	26.1 (83人)	30.3 (101人)	31.9 (106人)	26.4 (87人)
秋田県	44.6 (519人)	39.1 (452人)	39.1 (447人)	42.7 (482人)	37.6 (420人)
全国	25.5 (32,109人)	24.0 (30,247人)	24.2 (30,553人)	23.7 (29,921人)	24.4 (30,827人)
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
秋田市	28.4 (93人)	31.0 (101人)	26.9 (87人)	26.0 (84人)	22.4 (72人)
秋田県	37.1 (410人)	38.1 (416人)	33.1 (358人)	32.3 (346人)	27.6 (293人)
全国	24.0 (30,229人)	24.4 (30,707人)	23.4 (29,554人)	22.9 (28,896人)	21.0 (26,433人)
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
秋田市	18.4 (59人)	22.3 (71人)	19.9 (63人)	19.8 (62人)	17.4 (54人)
秋田県	26.5 (277人)	26.0 (269人)	25.7 (262人)	23.8 (240人)	24.4 (242人)
全国	20.7 (26,063人)	19.5 (24,417人)	18.5 (23,152人)	16.8 (21,021人)	16.4 (20,468人)
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
秋田市	10.7 (33人)	16.3 (50人)	15.0 (46人)	13.1 (40人)	16.8 (51人)
秋田県	20.3 (199人)	20.8 (200人)	18.0 (172人)	18.8 (177人)	22.6 (209人)
全国	16.1 (20,031人)	15.7 (19,425人)	16.4 (20,243人)	16.5 (20,291人)	17.4 (21,252人)

（平成17年：市町村合併あり）

(2) 男女別自殺者数

秋田市の男女別自殺者数年次推移（人口動態統計）

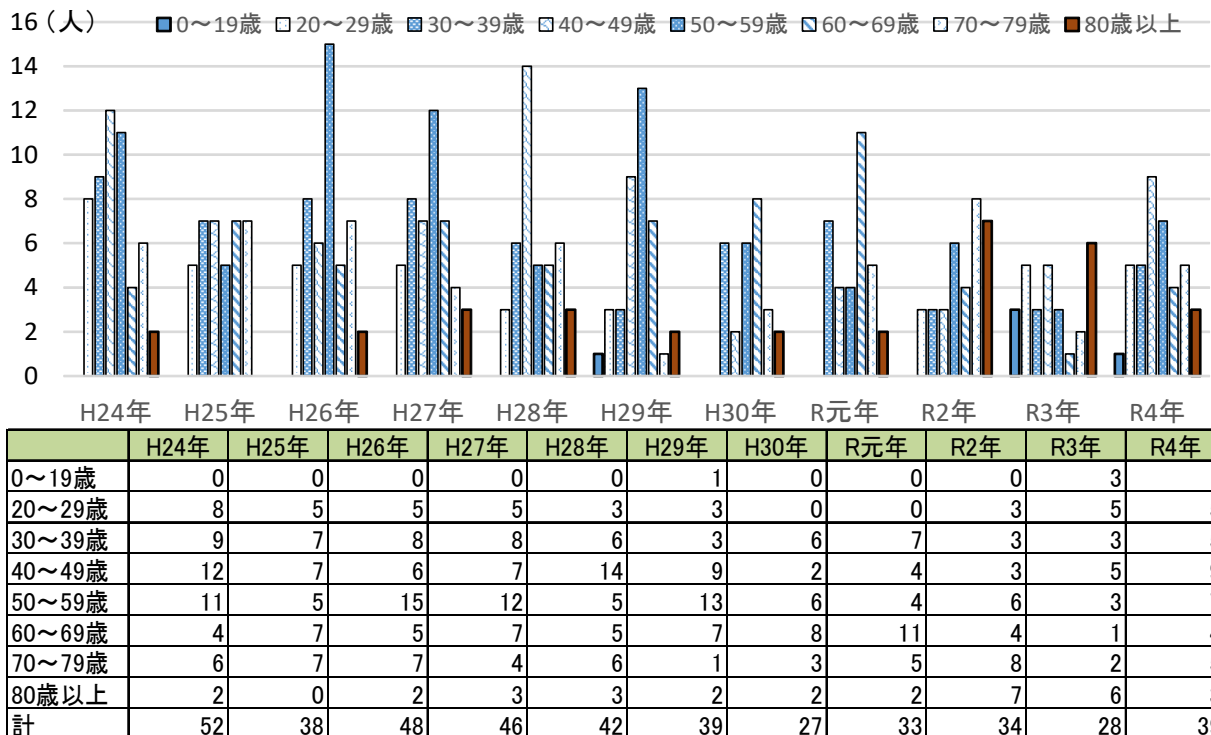
男女の比較では男性が女性の2倍以上となっています。男女ともに平成22年以降は減少傾向にありましたが、男性は令和4年に増加し、女性はここ数年、減少ペースが鈍化してきております。



(3) 年齢階級別自殺者数

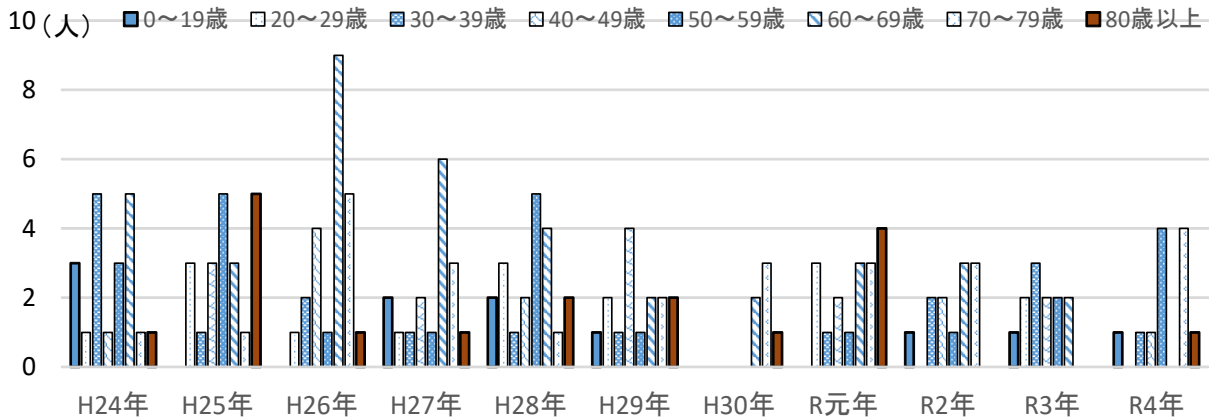
秋田市の年齢階級別自殺者数の推移【男性】（人口動態統計）

10年前の平成24年と比べると多くの年代で自殺者数が減少しておりますが、20歳未満と80歳以上は増加傾向にあります。



秋田市の年齢階級別自殺者数の推移【女性】（人口動態統計）

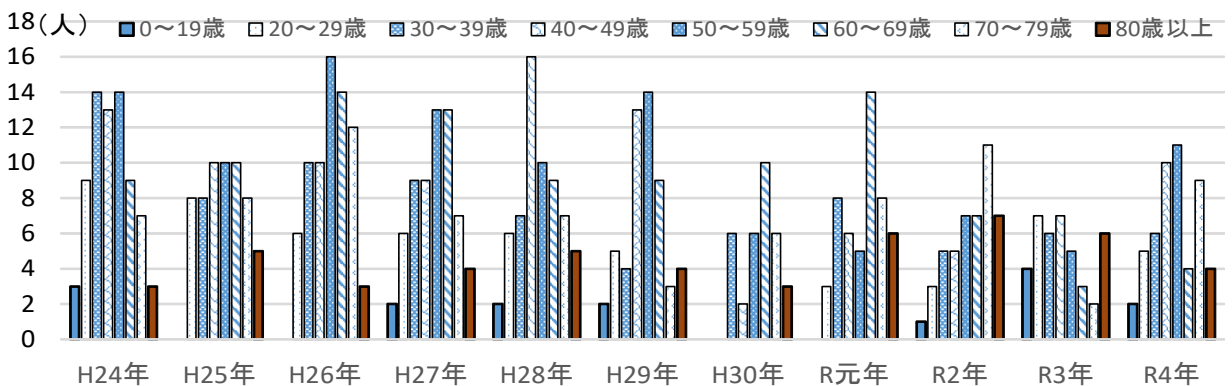
10年前の平成24年と比べると多くの年代で自殺者数が減少しておりますが、50歳代と70歳代は増加しております。



	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
0～19歳	3	0	0	2	2	1	0	0	1	1	1
20～29歳	1	3	1	1	3	2	0	3	0	2	0
30～39歳	5	1	2	1	1	1	0	1	2	3	1
40～49歳	1	3	4	2	2	4	0	2	2	2	1
50～59歳	3	5	1	1	5	1	0	1	1	2	4
60～69歳	5	3	9	6	4	2	2	3	3	2	0
70～79歳	1	1	5	3	1	2	3	3	3	0	4
80歳以上	1	5	1	1	2	2	1	4	0	0	1
計	20	21	23	17	20	15	6	17	12	12	12

秋田市の年齢階級別自殺者数の推移【男女計】（人口動態統計）

10年前の平成24年と比べると令和3年までは多くの年代で自殺者数が減少しております。令和4年は、前年に比べて多くの年代で増加がみられました。

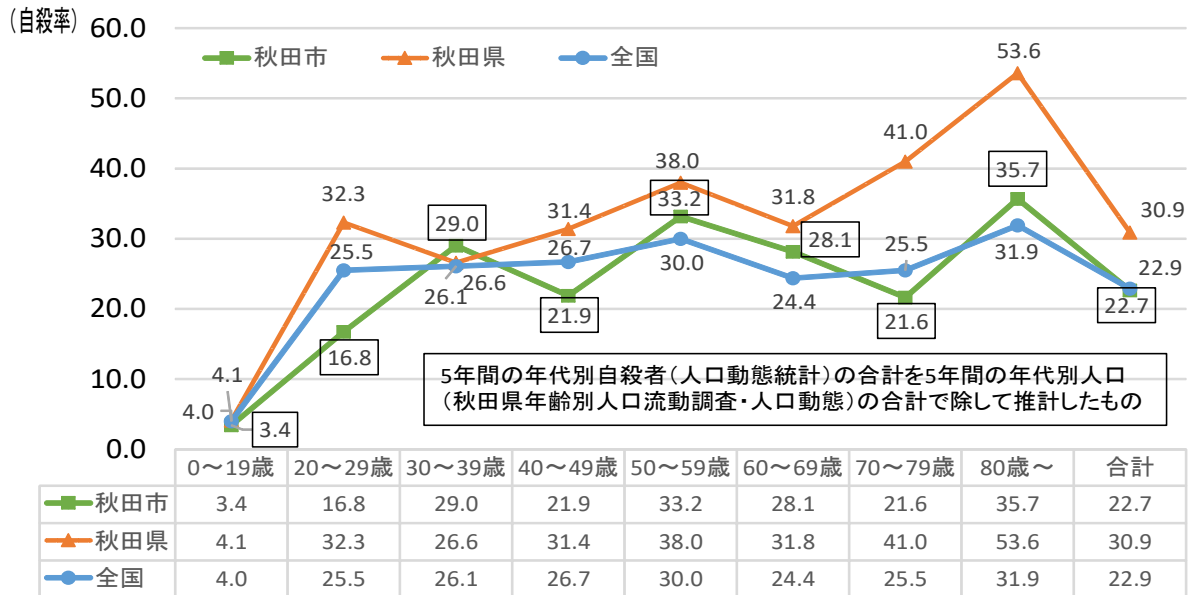


	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
0～19歳	3	0	0	2	2	2	0	0	1	4	2
20～29歳	9	8	6	6	6	5	0	3	3	7	5
30～39歳	14	8	10	9	7	4	6	8	5	6	6
40～49歳	13	10	10	9	16	13	2	6	5	7	10
50～59歳	14	10	16	13	10	14	6	5	7	5	11
60～69歳	9	10	14	13	9	9	10	14	7	3	4
70～79歳	7	8	12	7	7	3	6	8	11	2	9
80歳以上	3	5	3	4	5	4	3	6	7	6	4
計	72	59	71	63	62	54	33	50	46	40	51

(4) 年齢階級別自殺率

年齢階級別自殺率の全国・秋田県・秋田市比較【男性】 平成29年から令和3年までの平均（人口動態統計、秋田県年齢別人口流動調査）

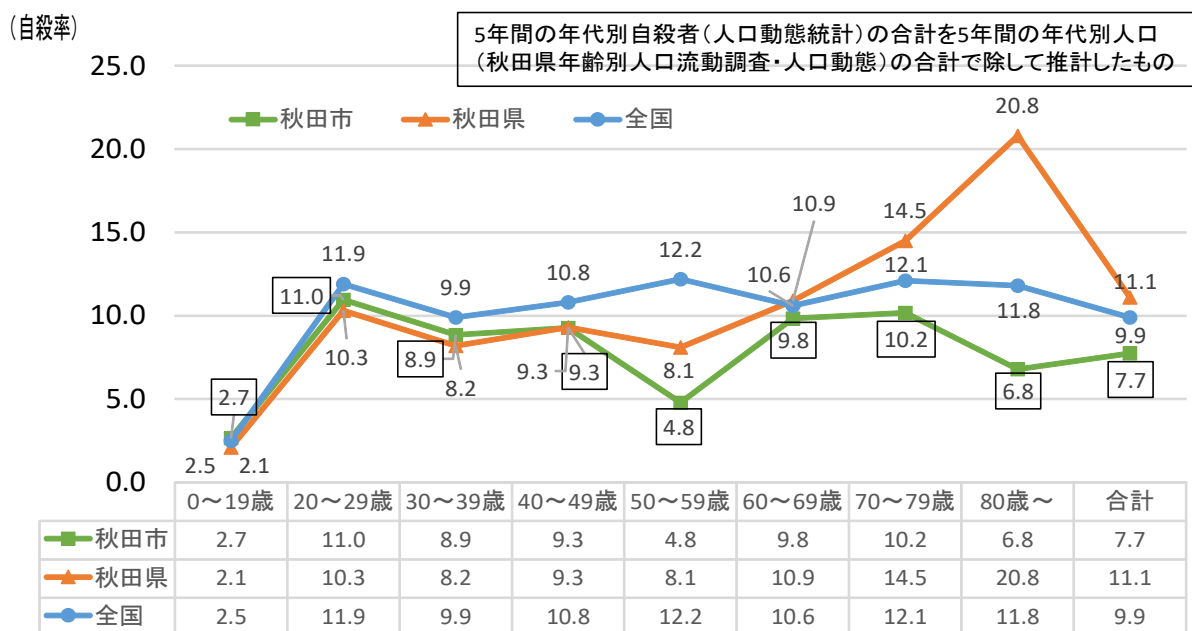
秋田市の男性の自殺率は50歳代、60歳代、80歳以上は全国を、30歳代では、全国、秋田県を上回っています。



自殺率：人口10万人当たりの自殺者数

年齢階級別自殺率の全国・秋田県・秋田市比較【女性】 平成29年から令和3年までの平均（人口動態統計、秋田県年齢別人口流動調査）

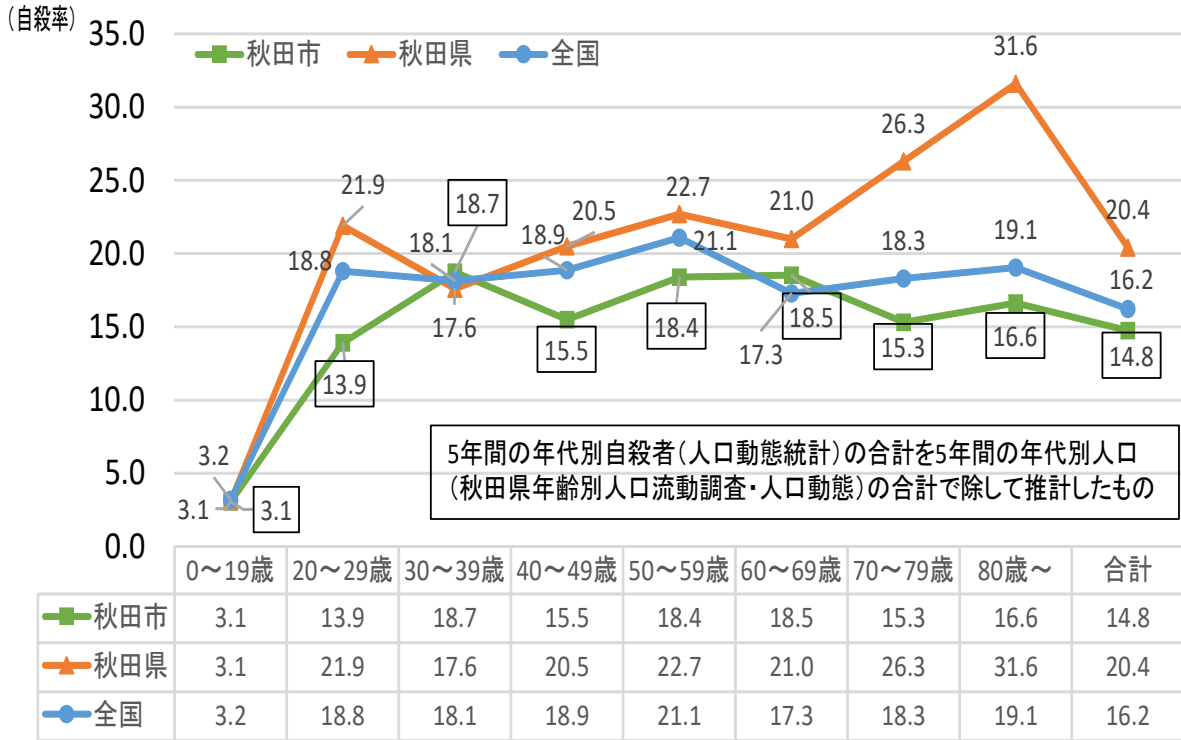
秋田市の女性の自殺率は多くの年齢階級で全国・秋田県を下回っていますが、20歳代、30歳代は秋田県を、20歳未満では全国、秋田県を上回っています。



自殺率：人口10万人当たりの自殺者数

年齢階級別自殺率の全国・秋田県・秋田市比較【男女計】
平成29年から令和3年までの平均（人口動態統計、秋田県年齢別人口流動調査）

秋田市の自殺率は多くの年齢階級で全国・秋田県を下回っていますが、60歳代は全国を、30歳代では全国、秋田県を上回っています。

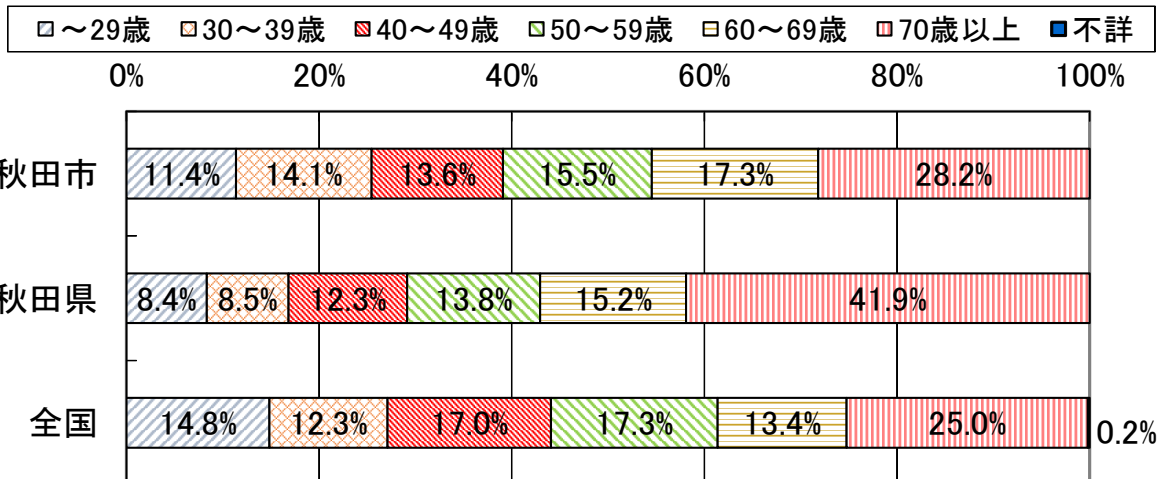


自殺率：人口10万人当たりの自殺者数

(5) 年齢階級別自殺者割合

年齢階級別自殺者割合の全国・秋田県・秋田市比較
平成30年から令和4年までの累計（人口動態統計）

秋田市の累計年齢階級別自殺者の割合は秋田県よりも全国に近い構成比率になっています。全国および秋田県と比較すると30歳代および60歳代の自殺者割合が高くなっています。

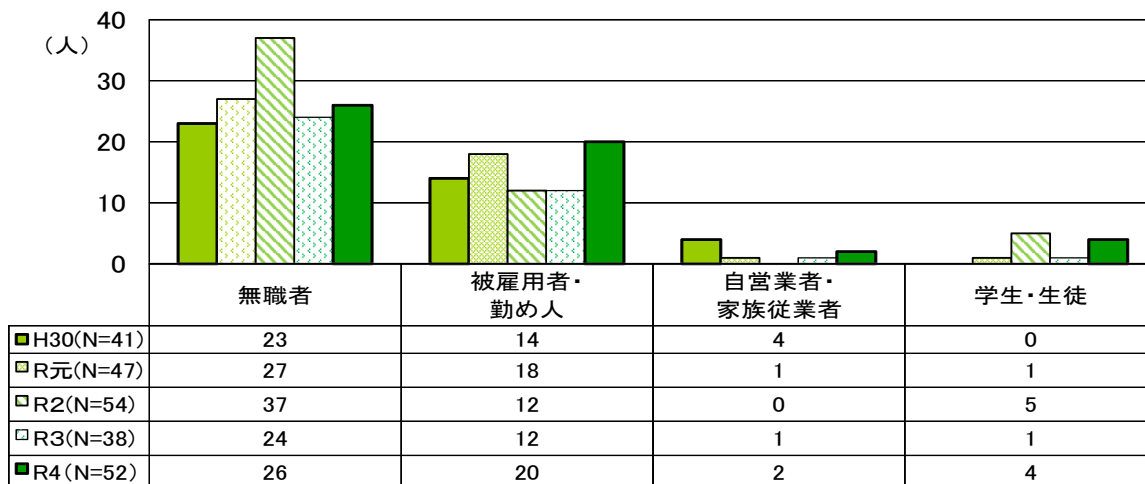


(6) 職業別自殺者数※1

秋田市の職業別自殺者の推移

(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に作成)

無職者が一番多く、次いで被雇用者・勤め人、学生・生徒、自営業者・家族従業者と続いています。特に令和4年は被雇用者・勤め人の自殺者が増えています。



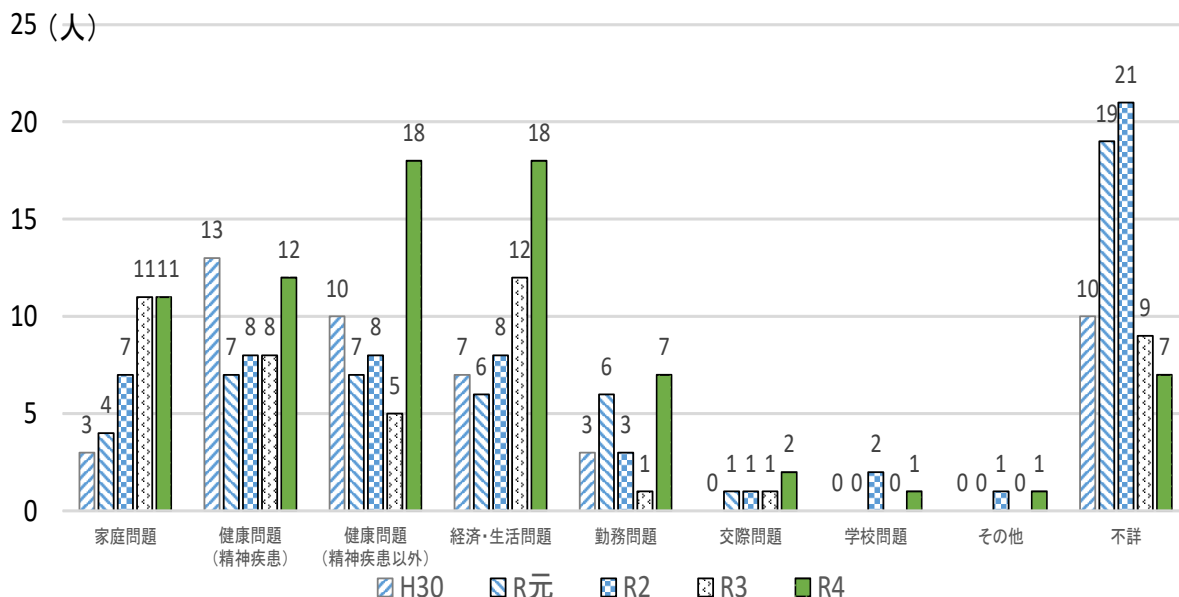
(発見日・発見地ベース)

(7) 原因・動機別自殺者件数※2

秋田市の原因・動機別自殺件数の推移

(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に作成)

原因・動機別の自殺件数では不詳を除くと、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題と続きます。年次推移では、家庭問題、経済・生活問題が増加傾向にあります。



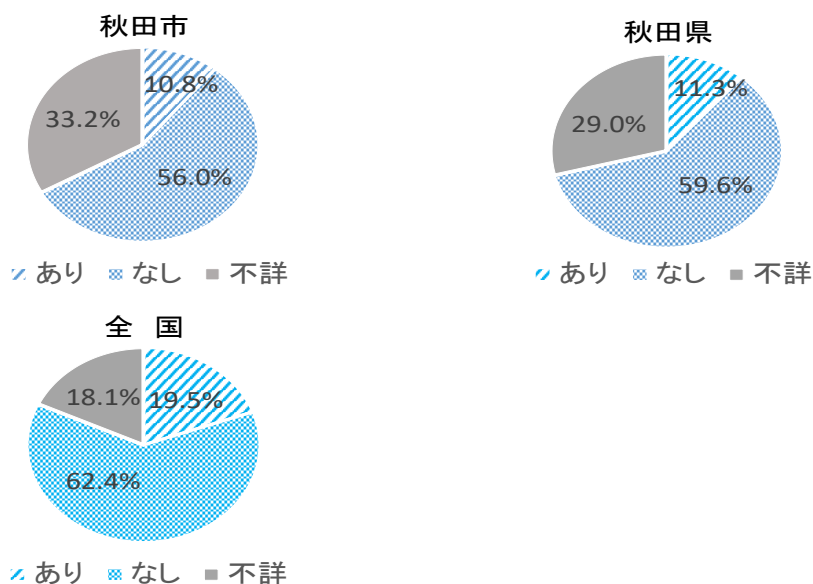
(発見日・発見地ベース)

(8) 自殺者の自殺未遂歴の有無

自殺者の自殺未遂歴の全国・秋田県・秋田市比較 平成30年から令和4年までの累計

(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に作成)

秋田市の自殺者のうち自殺未遂歴ありの割合は、全国および秋田県と比較すると低い傾向にあります。不詳の割合が高いことから、その中に自殺未遂歴ありの自殺者が一定数いると考えられます。



(発見日・発見地ベース)

(9) 年代別死因

令和4年の秋田市の年代別死因（人口動態統計）

年代別死因では30歳代までの第1位が自殺となっており、40歳代、50歳代は第2位が自殺となっております。秋田県、全国ともに同様の傾向にあります。

(令和4年)

年齢	第1位	第2位	第3位
10～19歳	自殺	※悪性新生物、心疾患	
20～29歳	自殺	悪性新生物	※不慮の事故、不詳ほか
30～39歳	自殺	悪性新生物	不詳
40～49歳	悪性新生物	自殺	心疾患
50～59歳	悪性新生物	※自殺、不詳	
60～69歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70～79歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
80～89歳	悪性新生物	心疾患	呼吸器系の疾患
90～99歳	老衰	心疾患	悪性新生物
100歳以上	老衰	心疾患	脳血管疾患

※同率の死因があった場合は、同じ順位に並べて表記しております。

※1 1の(6)職業別自殺者数について

令和4年の職業別の集計において、「自営業者・家族従業者」については特別集計した資料の管理的職業従事者の区分のうち不動産業自営業者、飲食店自営業者、農林漁業自営業者、製造業自営業者、土木・建築業自営業者、その他の自営業者を合計して求めております。また、「被雇用者・勤め人」については有職者のうち「自営業者・家族従事者」を除いた値としております。

※2 1の(7)原因・動機別自殺者件数について

原因・動機に係る集計については、令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかなものを3つまでとじていましたが、令和4年からは、遺書等に加え、家族の証言等から考えられるものを4つまで計上しています。また、原因・動機が特定できない自殺者については不詳に計上しています。

2 秋田市地域自殺実態プロフィール【2022】

厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター（以下、「JSCP」という。）が一括して集計、作成を行い、各自治体に提供されたデータの秋田市版からの抜粋です。

(1) 推奨される重点パッケージ（2022）

高齢者
生活困窮者
勤務・経営

- ・「推奨される重点パッケージ」は下記「地域の主な自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。
- ・過去5年の合計に基づいている。

(2) 地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H29～R3合計）、公表可能）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性60歳以上無職同居	30	12.4%	25.5	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位: 男性60歳以上無職独居	25	10.4%	117.0	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位: 男性40～59歳有職同居	25	10.4%	16.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位: 女性60歳以上無職同居	24	10.0%	12.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位: 男性20～39歳有職同居	22	9.1%	25.9	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

- ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の母数(人口)：令和2年国勢調査を基にJSCPが推計したもの

** ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て、代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない。

(3) 地域の自殺の特性の評価(H29～R3合計)

	指標値	ランク		指標値	ランク
総数 ¹⁾	15.6	—	男性 ¹⁾	22.6	—
20歳未満 ¹⁾	2.9	★	女性 ¹⁾	9.3	—
20歳代 ¹⁾	18.0	★a	若年者(20～39歳) ¹⁾	18.2	—
30歳代 ¹⁾	18.4	★a	高齢者(70歳以上) ¹⁾	17.2	—
40歳代 ¹⁾	15.8	—	勤務・経営 ²⁾	14.5	—
50歳代 ¹⁾	18.2	—	無職者・失業者 ²⁾	31.3	★★★★
60歳代 ¹⁾	20.1	★			
70歳代 ¹⁾	16.8	—			
80歳以上 ¹⁾	17.6	—			

- 1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率（10万対）
自殺者1人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。
- 2) 特別集計に基づく20～59歳における自殺死亡率（10万対）

〈地域における自殺の基礎資料〉

警察庁自殺統計原票データに基づき、厚生労働省自殺対策推進室から公表されているもの

〈特別集計〉

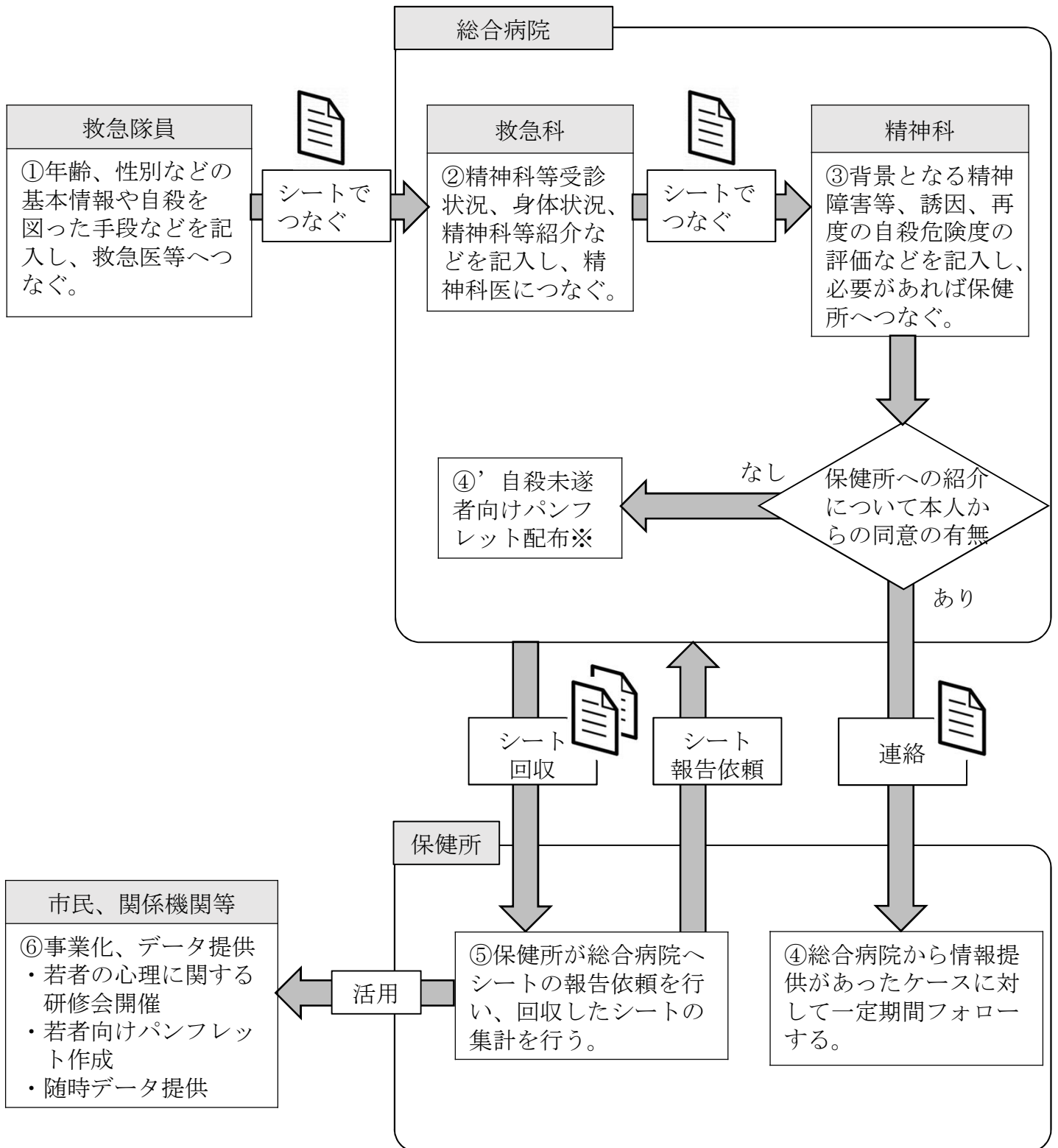
警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室とJSCPで特別集計し作成したもの

〈ランクの標章〉全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価したもの

ランク	
★★★★	上位10%以内
★★	上位10～20%
★	上位20～40%
—	その他

出典 JSCP「地域自殺プロフィール2022年更新版」

エ シートの流れ



※自殺未遂者向けパンフレット

自殺未遂者本人およびその家族向けの相談先が記載されています。

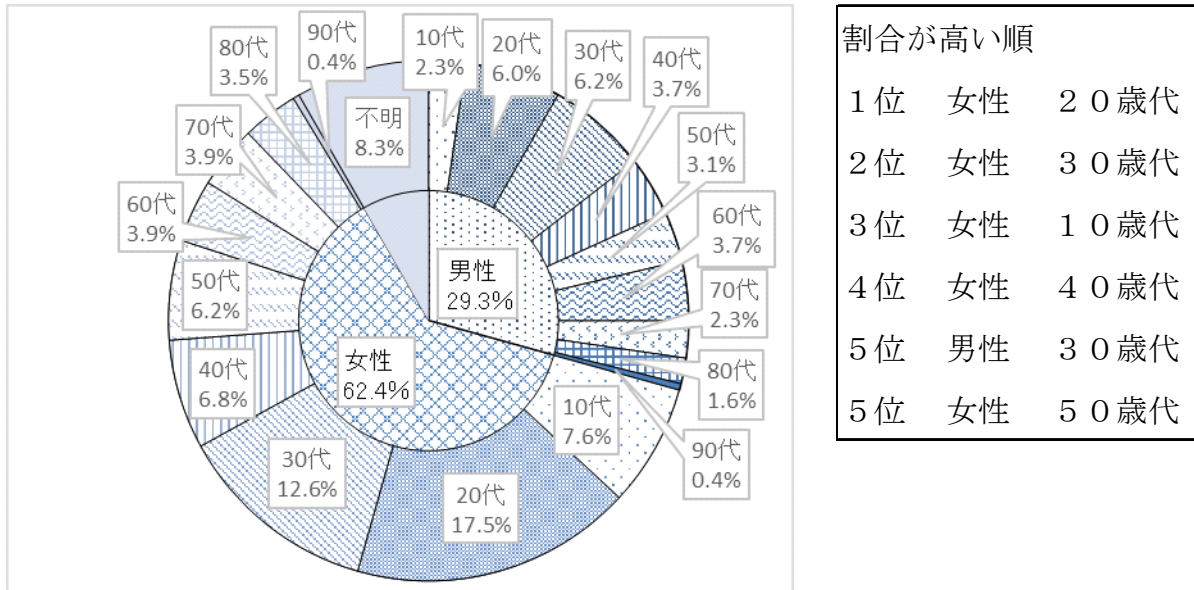
(2) 「シート」の集計結果

以下については、平成30年度から令和4年度までのシートの集計結果から抜粋したものです。

ア 性別と年代

男性は「30歳代」、女性は「20歳代」の割合が最も高くなっています。

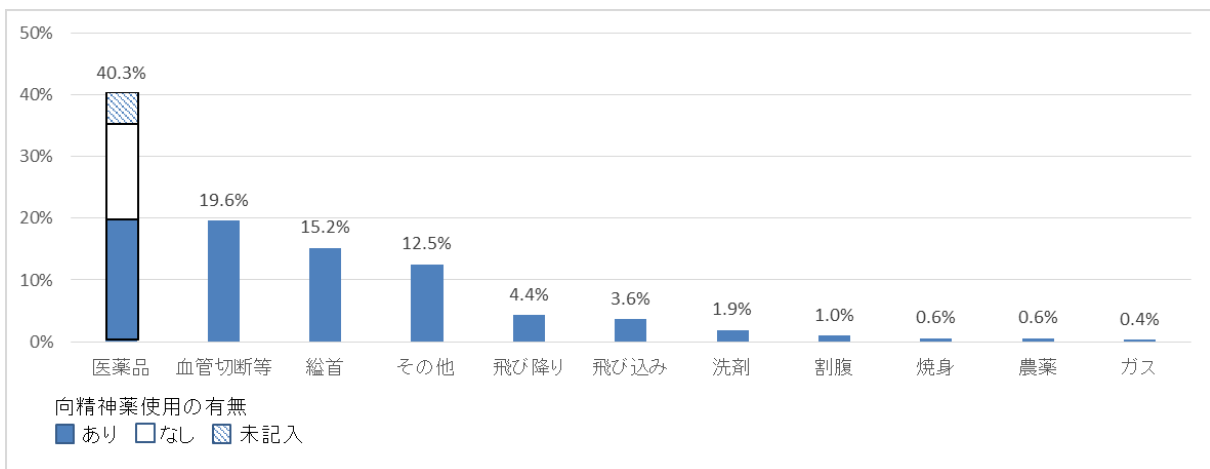
n = 485



イ 手段(重複回答あり)

「医薬品」が最も多くなっています。

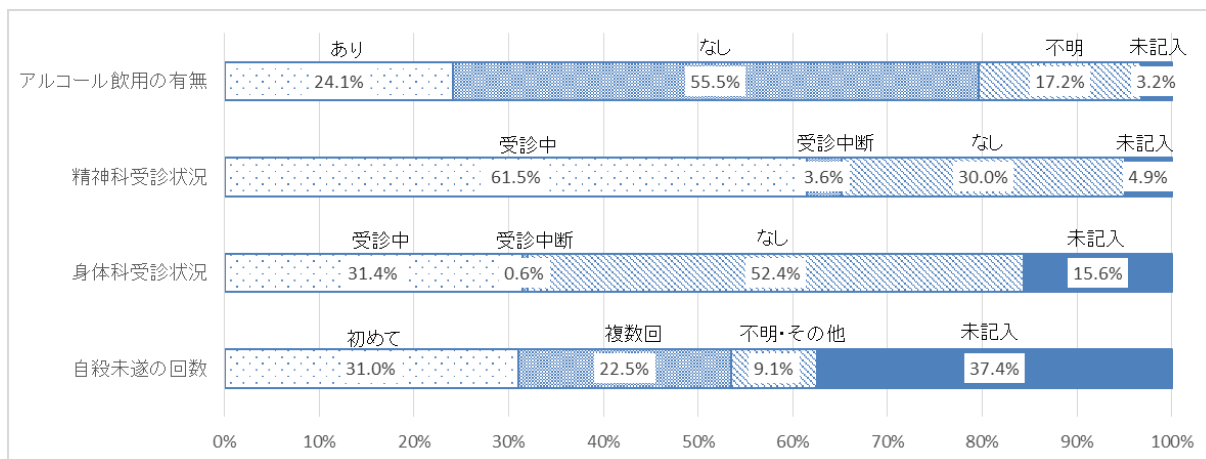
n = 526



注)自殺企図：自殺行動を起こすこと。

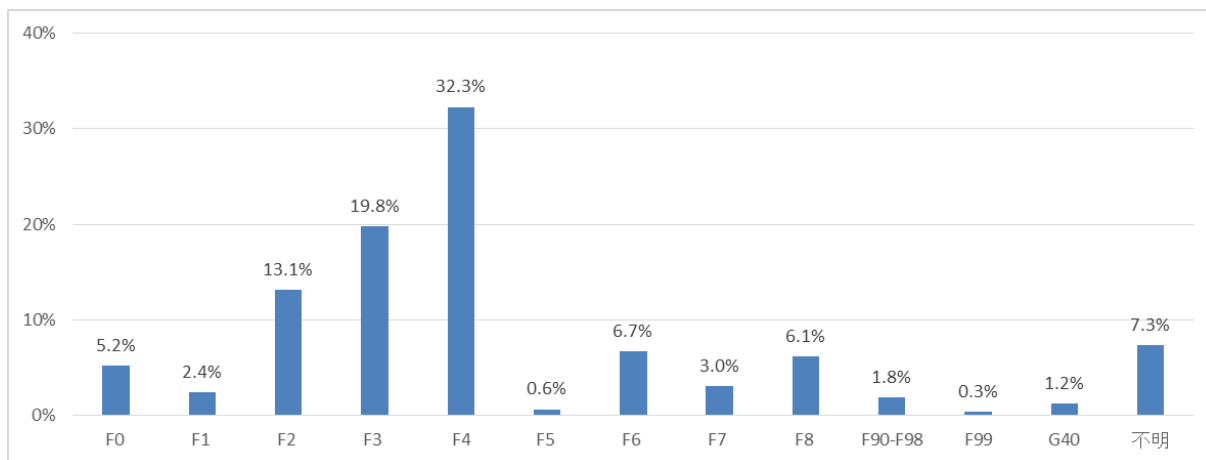
ウ アルコール飲用の有無、救急外来受診した時点での受診状況および自殺未遂の回数

アルコール飲用の有無は「なし」、精神科受診状況は「受診中」、身体科受診状況は「なし」、自殺未遂の回数は「初めて」が最も多くなっています。
n = 494



エ 背景となる精神障がい（重複回答あり）

国際疾病分類のF4が最も多く、次いでF3が多くなっています。
n = 328



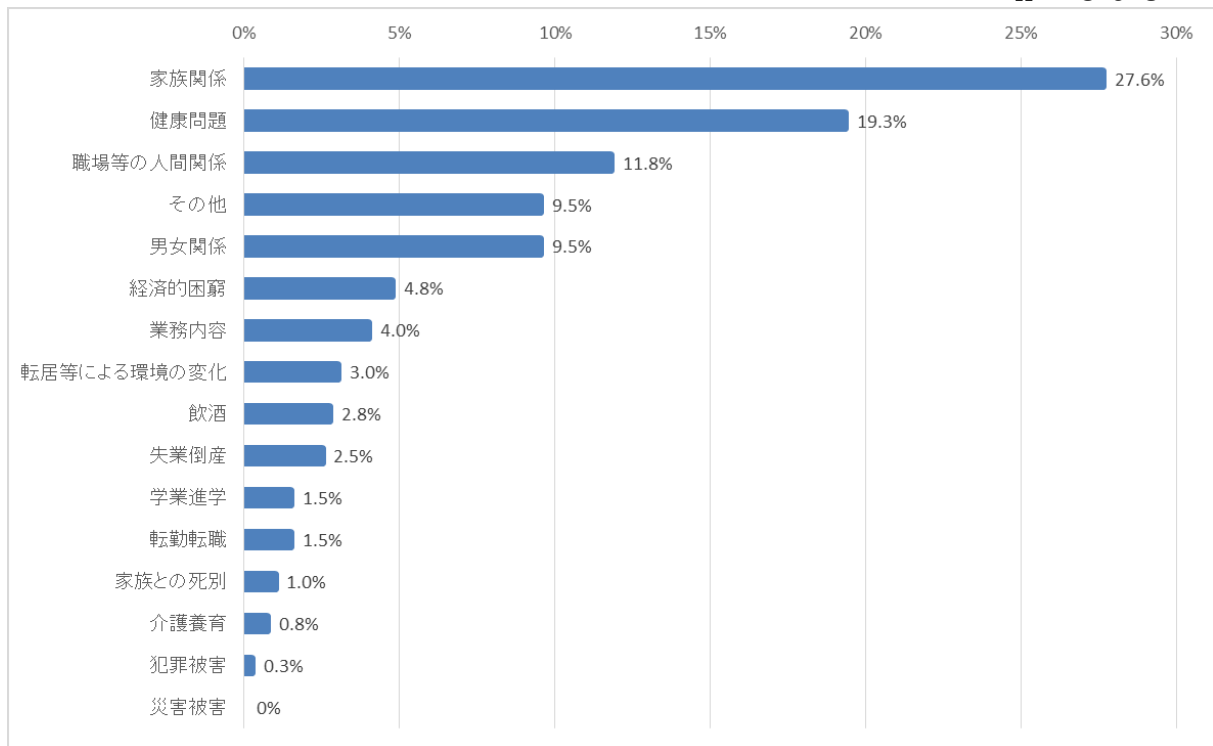
(ICD(国際疾病分類)-10)

F0 症状性を含む器質性精神障害	F6 成人のパーソナリティおよび行動の障害
F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害	F7 精神遅滞(知的障害)
F2 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F8 心理的発達の障害
F3 気分(感情)障害	F90-F98 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F99 特定不能の精神障害
F5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	G40 てんかん

オ 誘因（重複回答あり）

「家族関係」が最も多く、次いで「健康問題」が多くなっています。

n = 398

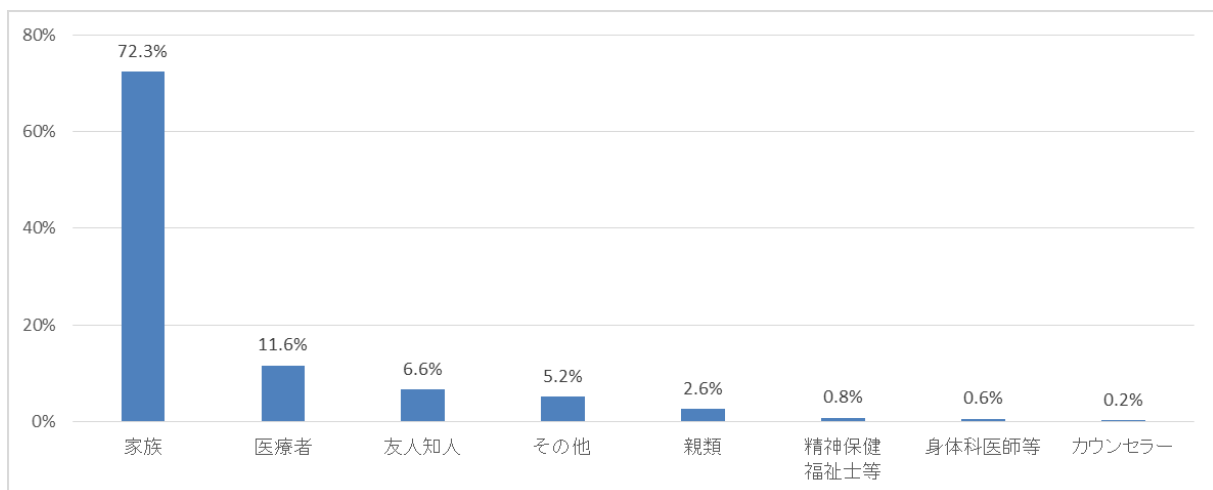


注) 業務内容：過重労働、職場不適応感など業務に関すること。

カ 自殺再企図防止のための支援者（重複回答あり）

「家族」が最も多く、次いで「医療者」が多くなっています。

n = 499

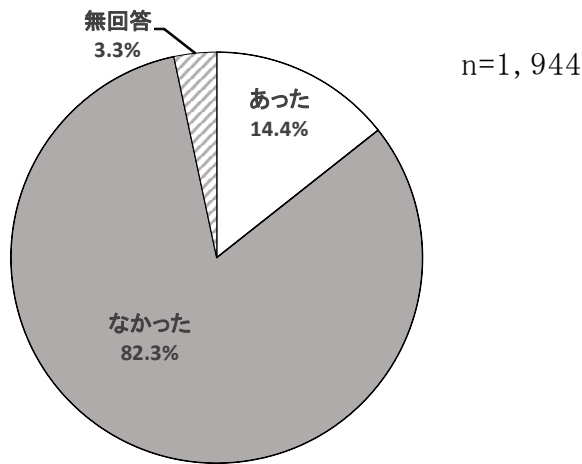


4 秋田市「市民健康意識調査」結果

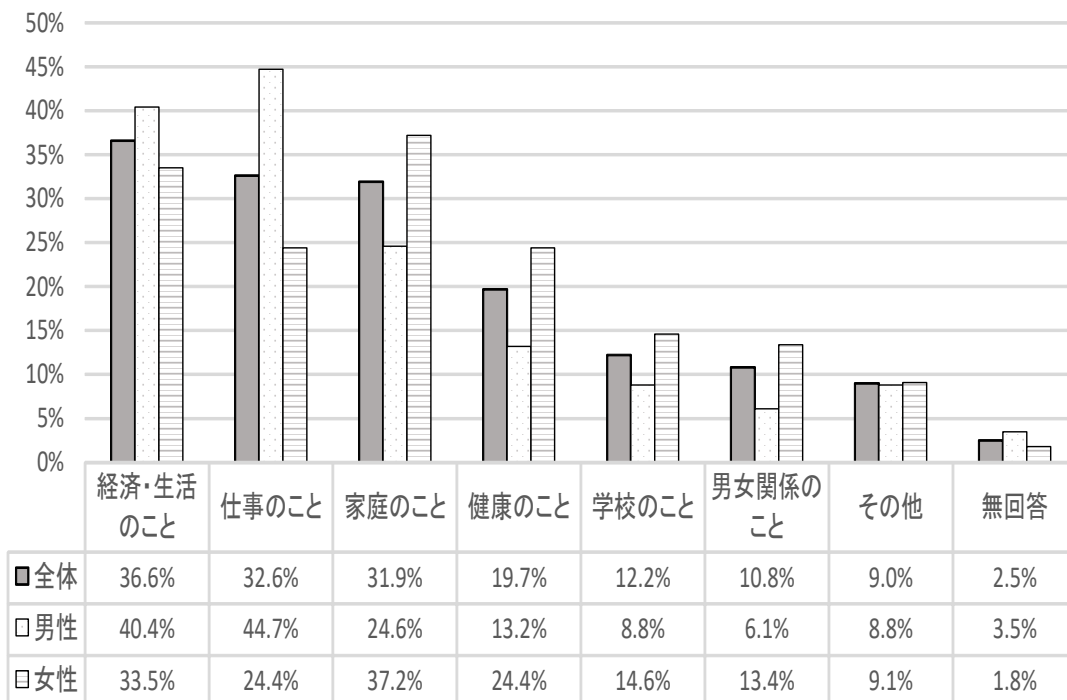
「市民健康意識調査」は、市民の健康づくり計画である「第2次健康あきた市21」の最終評価の基礎資料として、数値目標の達成状況および健康づくりに関する市民の意識等を把握するため、令和3年度に実施したものです。これは、「休養・こころの健康分野」の調査から抜粋したものです。

自殺を考えたときに相談できるところについて、半数程度が知らないと答えています。

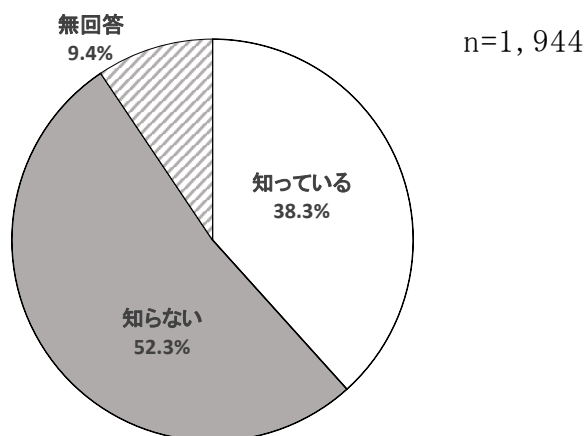
(1) これまで自殺を考えたことがある人の割合



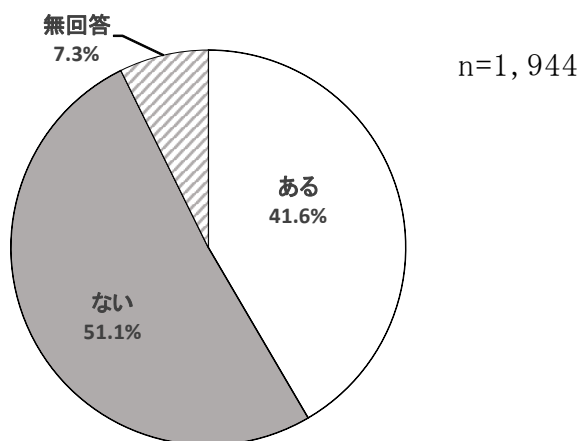
(2) 自殺を考えたことがある人が抱えていた問題の内訳（重複回答あり）



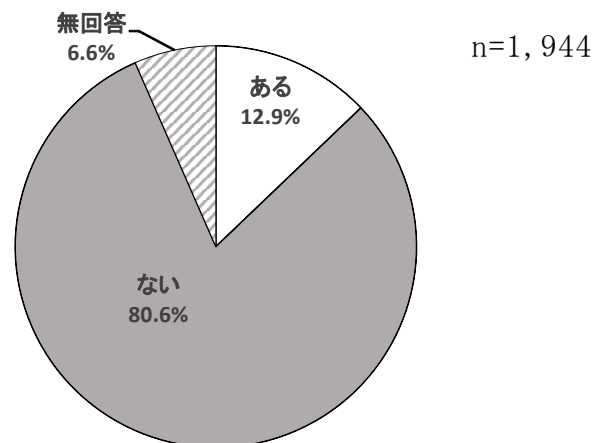
(3) 自殺を考えたとき相談できるところを知っている人の割合



(4) 「秋田市自殺対策強化月間」を聞いたことがある人の割合



(5) 「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことがある人の割合



第 3 章

いのちを支える自殺対策における取組

1 施策体系

2 第 2 期計画の取組

(1) 基本施策

- ア 地域におけるネットワークの強化
- イ 自殺対策を支える人材の育成
- ウ 市民への啓発と周知
- エ 生きる力の強化
- オ 児童生徒の S O S の出し方に関する教育

(2) 重点施策

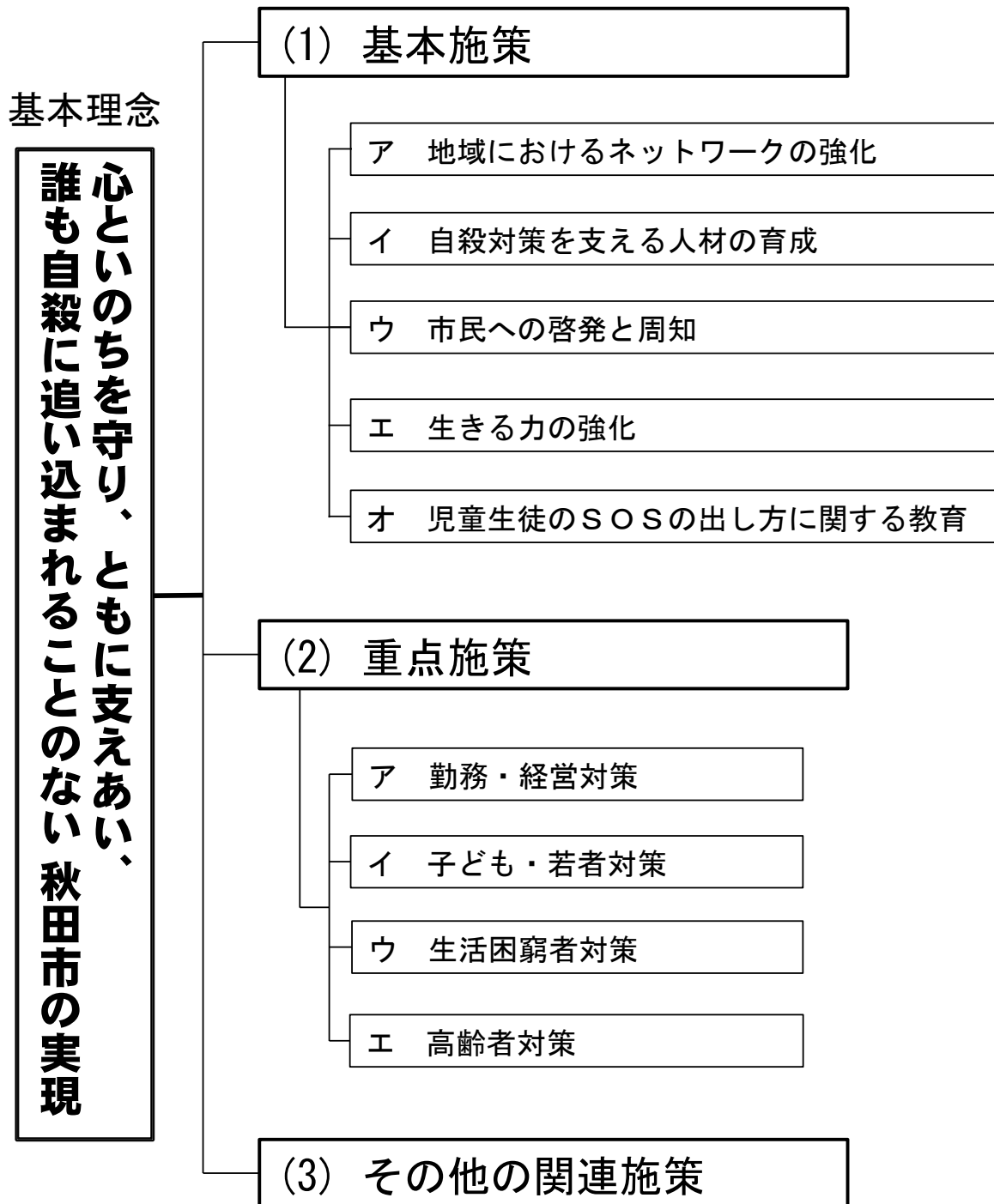
- ア 勤務・経営対策
- イ 子ども・若者対策
- ウ 生活困窮者対策
- エ 高齢者対策

(3) その他の関連施策

3 評価指標

1 施策体系

基本理念「心といのちを守り、ともに支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない秋田市の実現」に向けて、「基本施策」、「重点施策」、「その他の関連施策」の3つの施策により、地域レベルの実践的な取組を展開していきます。



2 第2期計画の取組

(1) 基本施策

国が地域の自殺対策として全国的に実施することが望ましいとしている6項目をこれまで本市が取り組んできた基本施策に合わせて、4つを基本施策に、2つを基本施策を細分化した取組の分類に組み込み、次のア～オの5つの項目を基本施策とします。

- ア 地域におけるネットワークの強化……………★
- イ 自殺対策を支える人材の育成……………★
 - (ア) 様々な職種を対象とする研修
 - (イ) 市民を対象とする研修
- ウ 市民への啓発と周知……………★
 - (ア) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
 - (イ) 市民向けイベント・講演会等の開催
 - (ウ) メディアを活用した啓発
- エ 生きる力の強化
 - (ア) こころの相談・居場所づくり活動
 - (イ) 自殺未遂者等への支援の充実……………★
 - (ウ) 自死遺族等への支援の充実……………★
- オ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育……………★

★については、国が全国的に実施することが望ましいとしている項目

ア 地域におけるネットワークの強化

現状と課題・取組方針

自殺の背景には、経済・生活問題や健康問題、労働問題、家庭問題等、様々な原因が複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人を安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのため様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

本市では、民・学・官の委員により構成する自殺対策ネットワーク会議を中心に、自殺対策の現状および関係団体の活動状況の情報提供を行い、民・学・官の連携による取組を強化します。また、毎年度、自殺対策事業の進捗管理を行います。

施策に基づく取組と事業概要

◎印は、市以外の行政機関、関係機関、民間団体

事業名	事業概要	担当課・関係機関
秋田市自殺対策ネットワーク会議	条例に基づき、民・学・官が連携し自殺対策を総合的に推進します。	健康管理課
秋田市自殺対策ネットワーク会議検討部会	秋田市自殺対策ネットワーク会議の中に、本市の自殺対策の中から特に推進すべき事項に関して検討部会を設け、学識経験者を委員として自殺対策について検討します。	健康管理課
秋田市自殺対策庁内連絡会議	自殺対策に全庁横断的に取り組むため、副市長を委員長とし、関係する部局の次長が委員となり、自殺対策に関する情報交換、調査、検討を行います。	健康管理課
秋田市生きる支援ネットワーク	秋田市の民間団体が、それぞれの活動の長所を活かし緩やかな連携により生きる支援となるネットワークを構築していきます。	◎秋田市生きる支援ネットワーク

イ 自殺対策を支える人材の育成

現状と課題・取組方針

本市ではこれまでも保健、医療、福祉、教育等の関係機関等に従事する方の悩みや、困難を抱えた方への対応についての講座の開催に取り組んできましたが、自殺に関連する問題は多様化しており、更なる人材育成を図る必要があります。

また、自殺対策においては、市民一人ひとりが自殺対策を自分のこととして理解し、参加することも重要であり、誰もが身近な人の「ゲートキーパー」として、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る等の知識を持てるようにする必要があります。

悩みや困難を抱える人に接する様々な職種の人が、自殺の危険性の高い人の早期発見と早期対応能力の向上を図るための研修や、市民を対象としたゲートキーパーに関する講座等を開催します。

施策に基づく取組と事業概要

(ア) 様々な職種を対象とする研修

事業名	事業概要	担当課・関係機関
こころのケア相談セミナー	悩みや困難を抱える人に接する機会のある人を対象に、自殺の危険性の高い人の早期発見と早期対応能力の向上を図るための研修会を開催します。	健康管理課
秋田市医師会自殺予防対策研修会・秋田県医師会産業医研修会	会員を対象に、働く人の自殺予防に関する研修会を開催します。	◎一般社団法人秋田市医師会
薬剤師会生涯学習	薬剤師を対象に自殺予防に関する研修会を開催します。	◎秋田県薬剤師会秋田中央支部

事業名	事業概要	担当課・関係機関
秋田いのちの電話相談員養成講座	自殺念慮のある相談に対応できる電話相談員を養成します。	◎NPO法人秋田いのちの電話
秋田県就労・生活自立サポートセンター専門相談員スキルアップ研修	秋田市民の心といのちを守る各相談は自殺対策事業として行われるため、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策等との有機的な連携が図られるため総合的な分野のスキルアップを定期的に行います。	◎特定非営利活動法人秋田県就労・生活自立サポートセンター
生きづらさを支える研修会	発達障害等により生きづらさを抱える人への理解と対応能力向上のために、支援者等を対象とした発達障害に関する研修会を開催します。	◎NPO法人セーフティネット秋田つなぎ隊

(イ) 市民を対象とする研修

事業名	事業概要	担当課・関係機関
傾聴についての普及啓発	高齢者に関わる人を対象に、傾聴について理解を深め実践できるように普及啓発をします。	健康管理課
ゲートキーパー養成講座	地域の団体等に呼びかけ、身近な会場等において、ゲートキーパー養成講座を開催します。	◎秋田市生きる支援ネットワーク

ウ 市民への啓発と周知

現状と課題・取組方針

自殺の問題は、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解と関心を高める必要がありますが、前計画において「秋田市自殺対策強化月間」の認知度は目標値に到達したものの「ゲートキーパー」の認知度、「相談窓口」を知っている人の割合は目標値に届きませんでした。市民一人ひとりが身近な人のゲートキーパーであることを意識し、自殺のリスクを抱えた市民が適切な相談窓口を利用して支援を受けられるよう更なる普及啓発を図る必要があります。

自殺対策についての正しい知識の普及と相談窓口等の情報提供を行うため、自殺対策強化月間など様々なイベント等を行うとともに、リーフレットやメディアを活用した啓発活動を行います。

施策に基づく取組と事業概要

(ア) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

事業名	事業概要	担当課・関係機関
自殺対策についての普及啓発の促進(リーフレット等)	悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、自殺対策についての正しい知識の普及と情報提供を行うため、自殺対策リーフレット等を作成し、広く市民に周知します。	健康管理課

(イ) 市民向けイベント・講演会等の開催

事業名	事業概要	担当課・関係機関
秋田市自殺対策強化月間	9月と3月を秋田市自殺対策強化月間として設定し、キャンペーン等により広く情報提供や啓発活動を行います。	健康管理課
自殺予防街頭キャンペーン	WHO世界自殺予防デー、国のいのちの日、県のいのちの日等に街頭キャンペーンを行います。	◎秋田ふきのとう県民運動実行委員会 ◎秋田・こころのネットワーク 健康管理課
心のメンテナンス資料展示	自殺対策に関連した書籍を紹介し、配布用パンフレット等展示コーナーを設置します。	健康管理課 ほくとライブラリー明徳館
こころの出前講座	地域、職域、学校等の要望に応じ、心の健康について知識の普及啓発を行います。	健康管理課
地域健康講話会	心身の健康についての自覚を高め、健康に関する知識の普及啓発のために講話会を開催します。	保健予防課
家族・地域の絆づくり推進事業	人と人とのつながりを深めるため、絆づくりの大切さに関するイベントや講座等をとおして、意識の醸成を図ります。	生活総務課
こころの教室	精神疾患に対して正しい理解を深め、よりよい対応を身につけることができるように教室を開催します。	◎地方独立行政法人市立秋田総合病院
自殺予防公開講座	自殺予防を目的とした講演会を開催します。	◎NPO法人秋田いのちの電話
街頭キャンペーン	相談窓口等の情報提供や意識啓発を目的として、リーフレット等の配布を行います。	◎NPO法人秋田いのちの電話

(ウ) メディアを活用した啓発

事業名	事業概要	担当課・関係機関
自殺対策についての普及啓発の促進(メディア)	悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、広報あきた、ラジオ、テレビ、デジタルサイネージ配信等をとおして自殺対策についての正しい知識の普及と情報提供を行います。	健康管理課

エ 生きる力の強化

現状と課題・取組方針

生きることを促進する要因、言い換えれば生きる力を強化する支援として、こころの相談、社会的孤立を防ぐための居場所づくり等、生きていく中での安心できる場を提供し、生きる力を強化していく必要があります。

本市においては、相談・居場所づくりとして電話や面接相談、民間団体による居場所づくり活動を実施しています。また、自殺未遂者対策として令和4年度まで設置した自殺未遂者検討部会で支援者向けマニュアル「秋田市の自殺未遂者と家族を支援するための方法」を作成し、医療機関等関係機関や地域の支援者と連携し支援体制の充実を図りました。

自殺対策は、生きることの阻害因子を減らし、生きることの促進要因を増やす視点が重要であることから、継続して相談、孤立を防ぐための居場所づくり、自殺未遂者等への支援を関係機関と連携し推進します。

施策に基づく取組と事業概要

(ア) -a こころの相談

事業名	事業概要	担当課・関係機関
精神保健福祉相談	精神科医が、医療的な観点から心の問題を抱えている本人や関係者等の相談に対応します。	健康管理課
臨床心理士によるこころのケア相談	心の問題を抱えている相談者自身が問題解決できるように支援します。	健康管理課
保健師等によるこころの相談	精神疾患に関する問題を抱えている本人や関係者等の相談および市民の心の健康づくり全般について対応をします。	健康管理課
いのちの電話	誰にも話すことができず、孤独と絶望の中で精神的危機に直面している相談者に対し心の支えになるよう電話相談を行います。	◎NPO法人秋田いのちの電話
いのちの総合相談会	心の悩み、人間関係、家庭問題、法律問題等について、弁護士、司法書士、臨床心理士、産業カウンセラー等の専門家と相談員による相談会を開催します。	◎NPO法人蜘蛛の糸
つなぐ相談事業	生きづらさを抱えている人を対象に相談会を開催し、必要時、同行支援を行い、社会資源につなげていきます。	◎NPO法人セーフティネット秋田つなぐ隊

(ア) -b 居場所づくり活動

事業名	事業概要	担当課・関係機関
若者の語り場	39歳以下の人を対象に、特に決まったテーマは設けず、話したいことを話してもらう場をつくります。	◎NPO目的のある旅
対人援助職の語り場	39歳以下で、対人関係ストレスが高い対人援助職や教育関係者を対象に自由に語らう場をつくります。	◎NPO目的のある旅
コミュニティスペースつなぐ場	ひきこもり等生きづらさを抱えている人が集う場の提供を行い、社会参加ができるように促していきます。	◎NPO法人セーフティネット秋田つなぐ隊

(イ) 自殺未遂者等への支援の充実

事業名	事業概要	担当課・関係機関
「自損患者診療状況シート」の活用	救急隊員、救急担当医、精神科医等が、「自損患者診療状況シート」を活用し、自損行為により救急医療機関の救急外来を受診した患者を精神科医療へ適切につなぎます。	健康管理課
救急医療機関からのケース紹介	自損行為により救急医療機関の救急外来を受診後、精神科医療につながった患者について、保健所で連絡を受け、関係機関と連携しながら一定期間支援を行います。	健康管理課 ◎救急医療機関
自殺未遂者向けパンフレットの作成・配布	自殺未遂者が相談支援につながり、家族が適切な対応ができるよう、本人・家族に対し病院等で、パンフレットを配布します。	健康管理課

事業名	事業概要	担当課・関係機関
「支援対象事案情報提供書」の活用	自殺企図の再発防止のため、警察署から保健所への「支援対象事案情報提供書」を基に、双方で情報共有し、適切な支援に結びつくように連携を図ります。	◎各警察署 健康管理課
救急事例調査研究ワーキンググループ	自損行為者の現状を明らかにするため「救急事例調査研究ワーキンググループ自殺対策調査研究班」を中心として、救急出動における自損行為の実態（日時、場所、年齢、性別、既往歴、自損行為の種別等）についてデータを収集し、検討資料として、関係機関へ提供します。	消防本部救急課

(ウ) 遺された人への支援の充実

事業名	事業概要	担当課・関係機関
遺族等への情報提供	パンフレット等により、遺族等が必要とする情報の提供を行います。	健康管理課
寄り添いカードの配布	救急現場活動において、自死遺族等に相談を促すため、「寄り添いカード」を配布します。	消防本部救急課 健康管理課

オ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

現状と課題・取組方針

本市の過去5年（平成30年～令和4年）の19歳以下の自殺者数の合計は7人で、令和4年の秋田市における10～19歳の死因の第1位は自殺です。この年代に属する小中学生が危機に直面したときの実践的なSOSの出し方と、つらいときや苦しいときは助けを求めても良いことを学ぶことは、その後、社会人として直面する問題にも対処する力を身につけることにつながります。

教育現場や関係機関と連携を図り、教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒を対象にSOSの出し方に関する教室を実施します。

施策に基づく取組と事業概要

事業名	事業概要	担当課・関係機関
児童生徒のSOSの出し方に関する教室	児童生徒を対象に、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につけるための教育を実施します。	学校教育課 健康管理課
命の大切さを題材とした授業の実践	全小・中学校において、道徳科や特別活動、総合的な学習の時間に「命の大切さ」を題材とした授業を行います。	学校教育課
いのちの教育	小中学校と連携し、命を大事にすることや人を思いやる心を育むことを目的として、救急隊員による講話や実習をとおして将来を担う児童生徒が命を助ける行動を学ぶことができるように支援します。	消防本部救急課

(2) 重点施策

本市の自殺の実態を詳細に分析し、厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターから提供された推奨される3つの重点パッケージ（第2章の2の(1)）に、子ども・若者対策（本市の年代別死因で10から30歳代までの1位が自殺であるという状況に対応）を加えた次の4項目を重点施策とします。

- ア 勤務・経営対策
- イ 子ども・若者対策
- ウ 生活困窮者対策
- エ 高齢者対策

ア 勤務・経営対策

現状と課題・取組方針

人口動態統計の年齢階級別割合の平成30年から令和4年までの累計をみると、働き盛りの年代である30歳から59歳までの割合は自殺者数全体の43.2%を占めています。これは、この年代に職場の人間関係、仕事の悩み、過労、うつ状態等の自殺のリスクが重なっていることが考えられます。また、失業した場合は、生活困窮に陥り、ますます自殺のリスクが増加します。

職場におけるメンタルヘルス対策の推進、安定した雇用・経営のための経営者に対する相談事業、労働者等に対する様々な対策について関係機関と連携を図りながら推進します。

施策に基づく取組と事業概要

(ア) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名	事業概要	担当課・関係機関
秋田市医師会自殺予防対策研修会・秋田県医師会産業医研修会（再掲）	会員を対象に、働く人の自殺予防に関する研修会を開催します。	◎一般社団法人秋田市医師会

(イ) 経営者に対する相談事業の実施等

事業名	事業概要	担当課・関係機関
中小企業診断士による経営相談会	経営に関する悩みや困りごと、あるいは創業や事業拡大に関する相談等に、中小企業診断士チームがアドバイスします。	商工貿易振興課

事業名	事業概要	担当課・関係機関
経営改善普及事業	小規模企業の経営や技術の改善発達を図るため、経営指導員等が、金融・税務・経営・労務等の相談や指導を行います。	◎秋田商工会議所 ◎河辺雄和商工会
金融等特別相談会	関係機関と連携し、経営上の融資相談、財務改善、新規事業、販路拡大、労務相談、事業承継、事業再生相談等について相談会を開催します。	◎秋田商工会議所 ◎河辺雄和商工会
経営安定特別相談事業	金融・法律・税務・経営・労務・創業・事業承継等、経営に関する様々な悩みに商工調停士が無料で相談に応じます。	◎秋田商工会議所 ◎河辺雄和商工会
秋田県中小企業活性化協議会事業	中小企業の事業再生について、専門家が相談に応じます。	◎秋田商工会議所
秋田県事業承継・引継ぎ支援センター事業	中小企業の経営者の高齢化、後継者不在問題について、円滑な事業のバトンタッチをサポートし、次世代への経営資源のスムーズな承継ができるよう専門家がアドバイスします。	◎秋田商工会議所
蜘蛛の糸面談相談業務	常設の相談室において、中小企業経営者と経済問題の相談に応じます。	◎NP0法人蜘蛛の糸
いのちの総合相談会(再掲)	心の悩み、人間関係、家庭問題、法律問題等について、弁護士、司法書士、臨床心理士、産業カウンセラー等の専門家と相談員による相談会を開催します。	◎NP0法人蜘蛛の糸

(ウ) 労働者等に対する各種事業の実施

事業名	事業概要	担当課・関係機関
アンダー40正社員化促進事業	若い世代が結婚し子どもを生育育てていくために、非正規雇用者の正社員化を促進します。	企業立地雇用課
若年者就業支援事業	高校生を対象に早期離職の抑制や職業観を醸成するための就職支援講座を実施します。	企業立地雇用課
フレッシュマン就労継続サポート事業	新卒新入社員を対象に、セミナー、異業種交流会、新入社員を身近なところでサポートするメンター育成講座を開催し、不安や悩みについて横のつながりをもって早期に解消できるようにし、早期離職を抑制します。	企業立地雇用課
資格取得助成事業	就職や正規雇用転換、キャリアアップに役立つ資格を取得したかたへ、費用の一部を助成します。	企業立地雇用課
秋田公共職業安定所の事業紹介	「しごと・ストレスチェック相談室」等秋田公共職業安定所の事業についてパンフレットの健康管理課窓口設置等をとおして周知をします。	健康管理課
若者自立支援事業	社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験等による就業支援を行います。	子ども総務課
歩くべあきた健康づくり事業	働く世代を対象に、職場の仲間とチームを組み、月毎のチームの平均歩数等の結果を公表することで、仲間と交流しながら生活習慣病予防を推進します。	保健予防課
就労・生活自立支援セミナー	若年者を対象に、就労および生活自立に向けた支援セミナーを開催します。	◎特定非営利活動法人秋田県就労・生活自立サポートセンター
暮らしとこころの相談会	年2回、解雇や賃金未払い等の労働問題、生活保護、多重債務等の生活問題に弁護士が無料で相談を行います。	◎秋田弁護士会
高卒就職フェア	高校卒業予定者とその保護者、学校関係者に対し、地元中小企業について理解を深める機会を設け、県内就職の促進につなげていきます。	◎秋田商工会議所 ◎秋田公共職業安定所
総合労働相談所	社会保険労務士が、人事労務管理のエキスパートとして独自の専門性を生かし労務問題全般に関する相談にアドバイスします。	◎秋田県社会保険労務士会

イ 子ども・若者対策

現状と課題・取組方針

本市の令和4年の39歳以下の自殺者数は13人となっています。こういった状況下、小中学生に対しては、学校やその後の社会で起こる問題に対して適切に対処できるよう、こころの健康づくり等、自殺予防対策を推進する必要があります。また、若者は学業、結婚、子育て等多様な場面において、様々な課題を抱える世代であることから、様々な対策を推進する必要があります。

若者の抱えやすい課題に着目し、民間団体と連携して相談しやすい支援の取組や、社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組事業を実施します。

施策に基づく取組と事業概要

(ア) 児童・生徒等への相談支援の充実

事業名	事業概要	担当課・関係機関
キャンパスソーシャルワーカーの配置	学生や保護者の悩み等に対し、令和元年度から新たに、キャンパスソーシャルワーカーを配置し、学生支援および教育相談体制の充実を図ります。	秋田公立美術大学
スクールカウンセラーの配置	児童生徒や保護者の悩み等に対し、スクールカウンセラーを活用し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
いじめ・不登校等教育問題相談	児童生徒、保護者を対象に、いじめや不登校等の教育問題の相談に対応します。	学校教育課
心のふれあい相談会	専門的な知識を有する臨床心理士や同じ悩みを抱える保護者同士がふれあう場を提供し、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援します。	学校教育課
いじめ防止対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止リーフレット」を作成し、小中高等学校等の全保護者に配布します。 ・秋田市いじめ対策委員会を開催し、公正かつ客観的な立場から意見を求めるとともに、解決が困難な事案が発生した場合は、独自の調査や当事者間の調整を行います。 ・秋田市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関の連携強化を図ります。 ・秋田市PTA連合会と連携し、いじめ防止に向けた講演会を開催し、啓発を図ります。 ・いじめ防止・対応等の研修会を実施し、具体的な対応のあり方等について共通理解を図ります。 ・不安や悩みに関するアンケート等を全小中学校で実施し、問題の早期発見に努めます。 ・いじめ問題の発生に際して指導主事やカウンセラーを派遣し、解決を図ります。 	学校教育課

(イ) 情報通信技術を活用した若者へのアウトリーチの強化等

事業名	事業概要	担当課・関係機関
高校生のためのいのちを支える事業	人間関係等で悩みを抱える若者を対象に、会員制交流サイト(SNS)による相談窓口を開設し相談に応じます。	◎NPO法人蜘蛛の糸
SNS相談事業	・オンライン対面相談(ビデオ通話相談) ・LINE相談 新型コロナウイルスの影響を受けて、経営問題、経済問題、心理的不安等を抱える秋田県民の方を対象に相談を行います。	◎NPO法人蜘蛛の糸
秋田市民の心といのちを守るサポートライン(メール相談)	小学生から40歳未満、児童・生徒の保護者を対象に、就職問題、人間関係、子育ても含めた家庭問題等の様々な心の悩みについて専門資格を有する専門相談員がメール相談について対応します。	◎特定非営利活動法人秋田県就労・生活自立サポートセンター

(ウ) 若者自身が身近な相談者になるための取組

事業名	事業概要	担当課・関係機関
フレッシュマン就労継続サポート事業(再掲)	新卒新入社員を対象に、セミナー、異業種交流会、新入社員を身近なところでサポートするメンター育成講座を開催し、不安や悩みについて横のつながりをもって早期に解消できるようにし、早期離職を抑制します。	企業立地雇用課
若者の語り場(再掲)	39歳以下の人を対象に、特に決まったテーマは設けず、話したいことを話してもらう場をつくります。	◎NPO目的のある旅

(エ) 社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるための取組

事業名	事業概要	担当課・関係機関
こんにちは赤ちゃん訪問事業	親の育児不安や育児ストレスを未然に防ぎ、安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対して訪問指導を行います。	子ども健康課
妊娠期からの相談支援事業(秋田市版ネウボラ)	妊娠届や転入時に母子保健コーディネーター等が妊婦と面接し、妊娠期から子育て期までの総合的な相談支援を行うとともに、出産・子育て応援給付金を支給します。	子ども健康課
育児相談	育児不安等の解消のため、乳幼児の発育および発達に関する相談に対し、必要な指導や助言を行います。	子ども健康課
産前・産後サポート事業(妊産婦交流)	妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、集団形式による相談支援を行い、妊産婦の孤立感の解消を図ります。	子ども健康課
産前・産後サポート事業(妊産婦相談)	妊娠、出産および産後に関する相談に対し、必要な指導や助言を行うとともに、参加者同士の交流を図ることにより、不安を持つ妊産婦を支援します。	子ども健康課
育児支援事業(親サポート事業)	乳幼児健康診査において、保護者の心身の状態、養育環境等をチェックすることにより、育児不安や悩みを抱える保護者を早期に発見し、必要な支援を行います。	子ども健康課
産後ケア事業	出産後1年を経過しない母子に対して、短期入所または通所により心身のケアや育児のサポート等を行います。	子ども健康課

事業名	事業概要	担当課・関係機関
ヤングケアラー支援	ヤングケアラー（本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども）と思われる子どもを早急に発見し、支援につなげる。	子ども未来センター
利用者支援事業	子育てナビゲーター（保育士等）が子育て家庭の総合相談窓口となり、保護者が、地域の子育て支援事業等から必要なサービスを選択し利用できるように情報提供や仲介等を行います。	子ども未来センター
子育てと女性の悩み相談	専門の相談員が、子育て全般、女性の悩みについて、電話相談、面接相談等を行います。	子ども未来センター
養育支援訪問事業	育児に関して不安や孤立感を抱えたり、食事等の生活環境が不適切な養育状態にある等、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援者がその居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言等を行います。	子ども未来センター
ファミリー・サポート・センター運営事業	地域において子育ての援助を行いたい人および援助を受けたい人を組織化し、市民相互の援助活動を行うことにより、地域において子育て機能の充実を図ります。	子ども未来センター
子育て出前講座	雄和地域の保育所と連携し、幼児や保護者等を対象にした学習会や各種イベントを開催することで、子育て中の保護者の孤立を防止する効果が期待できます。	雄和市民サービスセンター
若者自立支援事業(再掲)	社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験等による就業支援を行います。	子ども総務課
高卒就職フェア(再掲)	高校卒業予定者とその保護者、学校関係者に対し、地元中小企業について理解を深める機会を設け、県内就職の促進につなげていきます。	◎秋田商工会議所 ◎秋田公共職業安定所
秋田市民の心といのちを守るホットライン（電話相談）	40歳未満の方、児童・生徒の保護者を対象に、学校問題、就職問題、人間関係、子育ても含めた家庭問題等の様々な心の悩みについて専門資格を有する専門相談員が電話相談について対応します。	◎特定非営利活動法人秋田県就労・生活自立サポートセンター
秋田市民の心といのちを守るサポートライン（メール相談）（再掲）	小学生から40歳未満、児童・生徒の保護者を対象に、学校問題、就職問題、人間関係、子育ても含めた家庭問題等の様々な心の悩みについて専門資格を有する専門相談員がメール相談について対応します。	◎特定非営利活動法人秋田県就労・生活自立サポートセンター
秋田市民の心といのちを守る総合相談会（対面相談）	40歳未満の方、児童・生徒の保護者を対象に学校問題、就職活動支援、人間関係・家庭問題、子育て支援等について専門相談員による相談会を開催します。	◎特定非営利活動法人秋田県就労・生活自立サポートセンター
就労・生活自立支援セミナー（再掲）	若年者を対象に、就労および生活自立に向けた支援セミナーを開催します。	◎特定非営利活動法人秋田県就労・生活自立サポートセンター
若者向け無料相談会	不登校や引きこもりの若年者とその家族を対象に、相談会を開催します。	◎NPO目的のある旅
対人援助職の語り場（再掲）	39歳以下で、対人関係ストレスが高い対人援助職や教育関係者を対象に自由に語らう場をつくります。	◎NPO目的のある旅

ウ 生活困窮者対策

現状と課題・取組方針

本市の自殺者の主な特徴として、職業別自殺者数では無職者が上位を占め、原因・動機別自殺者数では、経済・生活問題が最も多くなっています。生活困窮者は、介護、多重債務、精神疾患等の問題を複合的に抱えていることが多く、社会的に孤立しやすい傾向があります。

必要なサービスにつながるよう、相談支援と生活支援との連携を推進し、人材の育成、居場所づくりや生活支援の充実に取り組みます。

施策に基づく取組と事業概要

(ア) 相談支援、人材育成の推進

事業名	事業概要	担当課・関係機関
消費生活相談	潜在的な多重債務者の掘り起こしと早期救済のため、窓口へのPRチラシの配置等とおして庁内関係課所室等と緊密な連携を図っていきます。	市民相談センター
	消費生活相談員による消費生活相談、多重債務相談を実施します。	市民相談センター
自立支援プログラム策定実施推進事業	生活保護受給世帯の自立支援のため専門員を配置し、生活面で多様な問題を抱えるひとり親世帯への指導助言、就労阻害要因を抱えなかなか就労に結びつかない世帯への就労支援、ひきこもり本人への日常生活の多様な支援と家族への精神的支援を行います。	保護第一課 保護第二課
生活困窮者への就労相談	保護課窓口には秋田公共職業安定所職員1名が常駐し、生活保護受給者や生活困窮者に対し就職相談に応じ自立支援を行います。	保護第一課 保護第二課 福祉総務課 ◎秋田公共職業安定所
多重債務無料相談	サラ金やクレジット等の多重債務の相談を無料で行います。	◎秋田弁護士会

(イ) 居場所づくりや生活支援の充実

事業名	事業概要	担当課・関係機関
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に、相談支援員や就労支援員が相談対応し、自立支援を行います。	福祉総務課
市民小口資金貸付事業	低所得者世帯および生活困窮者を対象に、一時的な生活資金の貸付を行い、生活の安定を図ります。	福祉総務課地域福祉推進室 ◎秋田市社会福祉協議会
生活保護	高齢や病気などで仕事ができなくなったり、働き手を失ったりして生活に困っている方に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるよう支援します。	保護第一課 保護第二課

事業名	事業概要	担当課・関係機関
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭および寡婦に対して、高校・大学等の修学資金や就学支度資金等を貸付け、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。	子ども総務課
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、又はこれに準ずる事情にある母子を保護し、自立を支援します。	子ども総務課
修学一時資金緊急支援金交付事業	大学等に入学する際に、秋田県社会福祉協議会生活福祉資金就学支度費又は母子父子寡婦福祉資金貸付金就学支度資金を借り入れた場合に、給付金を支給します。	福祉総務課
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲を促進し、安定した生活を目指します。	◎秋田県社会福祉協議会 ◎秋田市社会福祉協議会
緊急食支援	市民小口資金貸付事業等へ該当しなかった人や制度申請中の人で、その日の食事のままならない場合食料品を支給します。また、専門相談窓口一覧の配布を行い「夜眠れていますか」と声かけし睡眠状況を確認します。	◎秋田市社会福祉協議会
生活保護ホットライン	生活保護に関する無料の電話相談を行います。	◎秋田弁護士会
暮らしとこころの相談会(再掲)	年2回、解雇や賃金未払い等の労働問題、生活保護、多重債務等の生活問題に弁護士が無料で相談を行います。	◎秋田弁護士会

エ 高齢者対策

現状と課題・取組方針

人口動態統計の年齢階級別割合の平成30年から令和4年までの累計をみると、70歳以上の割合が自殺者数全体の28.2%で他の年代よりも多くなっています。今後ますます高齢者世帯、一人暮らし高齢者が増加することが予測されることから、健康不安に対する支援、要介護者に対する支援、社会参加の強化、孤独・孤立の予防等の対策を推進する必要があります。

包括的な支援のため関係機関と連携を図り、要介護者に対する支援、高齢者の健康不安に対する支援、社会参加の強化と孤独・孤立の予防等のための事業を実施します。

施策に基づく取組と事業概要

(ア) 包括的な支援のための連携の推進

事業名	事業概要	担当課・関係機関
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、認知症対策等の包括的支援事業等を一体的に実施することにより、地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、保健、医療等様々な面から総合的に支えます。	長寿福祉課

(イ) 地域における要介護者に対する支援

事業名	事業概要	担当課・関係機関
訪問型介護予防事業	要支援者等の心身の状況により、通所による介護予防事業等への参加が困難な人を対象に、保健師等が訪問して必要な相談・指導を行います。	長寿福祉課
介護サービス給付事業	要介護認定された高齢者に対し、介護保険サービスの利用をとおして介護の負担の軽減を図り、高齢者やその家族を社会全体で支えます。	介護保険課
訪問型サービスA事業	秋田市が行う、基準を緩和した訪問型サービスで、身体介護を含まない生活援助サービスのみを行う事業。	◎一般社団法人秋田市シルバー人材センター 長寿福祉課

(ウ) 高齢者の健康不安に対する支援

事業名	事業概要	担当課・関係機関
はつらつくらぶ事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防の基礎的な知識の普及・啓発を行うとともに、高齢者が心身の状態の悪化を予防するため、体力づくりとその習慣化を図ります。	長寿福祉課
歩くべあきた高齢者健康づくり事業	65歳以上の高齢者を対象に、仲間とチームを組み、月毎のチームの平均歩数の結果を公表することで、仲間と交流しながら体力の維持と介護予防につなげます。	保健予防課
介護予防健康相談教育事業	介護予防に関する正しい知識の普及・啓発のため、健康教育、健康相談、栄養改善学級、歯科健康講話会、体力づくり教室、いいあんべえ体操普及啓発事業を行います。	保健予防課
シニア元気アップ（フレイル予防）事業	高齢者の身体的・心理的・社会的な虚弱の状態（フレイル）を予防し、健康寿命の延伸を図るため、フレイルチェックを実施し、地域における自主的な健康づくり活動を支援します。	保健予防課

(エ) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業名	事業概要	担当課・関係機関
秋田市シルバー人材センター	健康で、働く意欲のある高齢者に対し、そのライフスタイルに合わせた業務を提供するとともに、ボランティア活動等のさまざまな社会参加をとおして、生きがいつくり、仲間つくり、健康増進を図ります。	◎一般社団法人秋田市シルバー人材センター 企業立地雇用課
介護支援ボランティア制度事業	高齢者が介護施設等で行ったボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、1年間の活動終了後、ポイントに応じた交付金を交付し、高齢者の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献をとおした生きがいつくりを促進します。	長寿福祉課
傾聴についての普及啓発（再掲）	高齢者に関わる人を対象に、傾聴について理解を深め実践できるように普及啓発をします。	健康管理課

事業名	事業概要	担当課・関係機関
地域サロン事業	地域において高齢者が町内会館等集い、趣味活動やおしゃべり等をする場を提供し、閉じこもりや日頃の悩み等を話すきっかけをつくり、地域における孤立化を予防します。	◎秋田市社会福祉協議会 長寿福祉課
地域元気アップ事業	地区社会福祉協議会が、65歳以上の高齢者を対象に軽スポーツ、趣味活動等の健康づくり・生きがいをづくりの実施や高齢者等が気軽に集える場づくりをすることで、地域の高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活が送れるようにするとともに、地域における孤立化を防ぎます。	◎秋田市社会福祉協議会 長寿福祉課
いきいきサロン事業	65歳以上の高齢者を対象に軽スポーツ教室、健康教室を行うことで、地域の高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活が送れるようにするとともに、地域における孤立化を防ぎます。	長寿福祉課 ◎秋田市社会福祉協議会
「食」の自立支援事業	食事の調理が困難なおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の居宅を訪問して、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い自立した生活を促します。	長寿福祉課
緊急通報システム事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図り、日常生活の安全確保や精神的な不安を解消します。	長寿福祉課
救急医療情報キット事業	ひとり暮らし高齢者等へ安心キットを配布し、緊急時に救急隊員等が、本人の身体状況、かかりつけ医等の情報をすみやかに把握し、迅速な対応ができることにより、安心した暮らしを支援します。また、見守りネットワーク事業と連携を図り、孤立化の予防を図ります。	◎秋田市社会福祉協議会 地域福祉推進室
見守りネットワーク事業	福祉協力員、民生委員・児童委員等が、見守りの必要なひとり暮らしの高齢者等を対象に、友愛訪問や声かけ運動をします。	◎秋田市社会福祉協議会 地域福祉推進室

(3) その他の関連施策

自殺対策の本質は生きることの支援であり、社会全体の自殺リスクを低下させるものであることから、地域における生きる支援に関する事業や取組を、民・学・官が連携して自殺対策の基盤を強化するよう取り組みます。

施策に基づく取組と事業概要

事業名	事業概要	担当課・関係機関
健康相談 (介護予防健康相談教育 事業含む)	様々な健康に関する相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が応じます。	保健予防課 健康管理課
仲間づくり支援事業	自殺予防と心の健康づくりに関する理解を深め、さらに地域の交流を図ることを目的として、市民が主体となって実施する健康づくり活動を支援します。	健康管理課 保健予防課
地域保健推進員活動支援事業	市民の疾病予防および健康増進のため、地域保健推進員が主体的に地域に根ざした健康づくり活動を推進します。	保健予防課 ◎各地域保健推進員
がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業	がん治療に伴う脱毛時に使用する医療用ウィッグおよび乳房補正具の購入時の負担を軽減することで、医療用ウィッグ等の装着を進め、がん患者の社会参加の促進と療養生活の質の向上を図ります。	保健予防課
民生委員活動推進事業	民生委員・児童委員が、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行えるよう支援します。	福祉総務課地域福祉推進室
市民相談	市民が抱える悩み相談および専門相談(対応者：弁護士、司法書士、税理士、公証人、社会保険労務士、行政書士、人権擁護委員、行政相談委員、県警OB)を実施し、必要に応じて、適切な相談機関や窓口を紹介します。	市民相談センター
放課後子ども教室推進事業	児童館・児童センター・児童室を利用する児童を指導・管理する児童厚生員兼協働活動支援員を配置し、放課後の子どもたちに、様々な遊びや交流の機会を提供しながら、安全・安心で健やかな居場所づくりを進めます。	子ども育成課
少年相談活動	少年指導委員の街頭巡回等により非行防止と健全育成に努めます。また、少年に関わる様々な悩みや心配ごとについて電話相談や面接相談で対応します。	子ども未来センター内 少年指導センター
中小企業金融対策事業	中小企業の経営基盤の強化を図るため、金融機関に融資原資を預託し、保証協会の信用保証付の長期・低利な融資あっせんを行い、経営安定化と健全な発展を支援します。	商工貿易振興課
中小企業融資あっせん事業	新規設備投資事業や市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者(製造業、製造小売業等)を対象に、長期低利な融資あっせんおよび利子補給を行うことにより、設備投資を促進し、雇用の維持・創出につなげていきます。	商工貿易振興課

事業名	事業概要	担当課・関係機関
ふれあい福祉相談センター	秋田市社会福祉協議会内のふれあい福祉相談センターにおいて、心の健康等を含めた様々な相談に対応します。	◎秋田市社会福祉協議会
ふれあいさん派遣事業	病気やけが等で一時的に家事等の日常生活ができず、手伝ってくれる人がいない世帯へ「ふれあいさん」を派遣します。また、産後の体調がおもわしくない母親への支援として家事や沐浴なども行います。	◎秋田市社会福祉協議会
司法書士総合相談センター	借金問題や相続等の法律や登記について、無料で面接相談や電話相談を行います。	◎秋田県司法書士会
まちかど相談薬局	各薬局において、「眠れていますか」等の声かけをしたり、個々の相談に対応します。	◎秋田県薬剤師会秋田中央支部
睡眠薬、農薬等の管理徹底	睡眠薬の処方の際に残薬の確認等を行い、大量に所持しないように確認すること、大量の農薬やかぜ薬を販売しないことについて、各薬局へ徹底周知し対応します。	◎秋田県薬剤師会秋田中央支部
障がいに関する総合相談	障がいのある人やその家族などを対象に、さまざまな困りごとや心配ごとなどの相談に応じて支援を行います。	秋田市基幹相談支援センター (障がい福祉課)
成年後見制度利用促進体制整備事業	成年後見制度に係る中核機関（秋田市権利擁護センター）の運営等、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進し、認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活に支障のある者の権利擁護を図ります。	長寿福祉課
秋田市権利擁護センター事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、日常生活自立支援事業および成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結び付けることができるよう権利擁護体制を構築します。 成年後見制度利用促進事業（市委託） 日常生活自立支援事業（県社協委託） 法人後見事業	秋田市権利擁護センター

3 評価指標

基本施策

毎年度、事業実施状況を確認し、自殺対策推進の進捗管理をする。

施策区分	評価指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域におけるネットワークの強化	秋田市自殺対策ネットワーク会議の開催回数	2回	2回
	秋田市自殺対策ネットワーク会議重点施策検討部会の開催回数	3回	3回
自殺対策を支える人材の育成	人材育成に関する研修会の受講者数（直近4年間累計）	2,598人 (延数)	2,700人 (延数)
	ゲートキーパー講座受講者数（直近4年間累計）	817人 (延数)	1,000人 (延数)
市民への啓発と周知 *令和3年度市民健康意識調査 **100人会、電子アンケート等で調査	「秋田市自殺対策強化月間」を聞いたことがある人の割合	* 41.6%	** 50%以上
	身近な人が困ったときに「ゲートキーパー」の役割を果たしたいという人の割合	なし	** 20%以上
	相談窓口を知っている人の割合	* 38.3%	** 60%以上
生きる力の強化	こころの相談事業相談数（直近4年間累計）	8,452人 (延数)	8,500人 (延数)
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒のSOSの出し方に関する教室（直近4年間累計）	1回	4回 (延数)

重点施策

毎年度、検討部会を設置し、対策を検討して実施目標を設定、翌年に事業を実施する。

重点施策	検討部会設置	目標設定	事業実施
勤務・経営対策	令和6年度	令和6年度に令和7年度実施目標を設定	令和7年度
子ども・若者対策	令和7年度	令和7年度に令和8年度実施目標を設定	令和8年度
生活困窮者対策	令和8年度	令和8年度に令和9年度実施目標を設定	令和9年度
高齢者対策	令和9年度	令和9年度に令和10年度実施目標を設定	令和10年度

参考資料

第1期計画の数値目標 および主な取組と評価

1 第1期計画の数値目標

2 これまでの取組と評価

(1) 基本施策

ア 地域におけるネットワークの強化

イ 自殺対策を支える人材の育成

ウ 市民への啓発と周知

エ 生きる力の強化

オ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(2) 重点施策

ア 勤務・経営対策（令和2年度実施）

イ 若者対策（令和3年度実施）

ウ 生活困窮者対策（令和4年度実施）

エ 高齢者対策（令和5年度実施）

1 第1期計画の数値目標

大綱における数値目標は、自殺率を平成27年と比べて令和8年(人口動態統計の令和7年実績値を対象とする。)までに30%以上減少としましたが、これに対して県は平成27年の自殺率を令和8年までに34.6%以上減少とする大綱を上回る目標値を設定しました。

こうしたことを踏まえ、本市は県と同様に、平成27年の自殺率を令和8年までに34.6%以上減少させて13.0以下とすることとし、本計画の最終年度である令和5年(人口動態統計の令和4年実績値を対象とする。)の自殺率を14.9以下と目標設定し、自殺対策事業に取り組みました。

第1期計画中の自殺率は令和元年から減少傾向が見られ、令和3年時点では目標を達成しておりましたが、令和4年は全国的に自殺者が増加しており、本市においても自殺率が16.8となり目標を達成できませんでした。引き続き継続した自殺対策に取り組んでいく必要があります。

Hは平成をRは令和を表す。

自殺率 (人口10万人当たり)		H27	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
		大綱の 基準年	【第1期】秋田市自殺対策計画の期間(5年間)						大綱の 目標年
秋田市	目標値	19.9	-	-	-	-	14.9 以下	-	13.0 以下
	実績値	19.9	10.7	16.3	15.0	13.1	16.8	-	-

34.6%以上減少

自殺率 (人口10万人当たり)		H27	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
		大綱の 基準年	【第1期】秋田県自殺対策計画の期間(5年間)						大綱の 目標年
秋田県	目標値	25.7	22.4 以下	21.6 以下	20.8 以下	20.1 以下	19.3 以下	18.6 以下	16.8 以下
	実績値	25.7	20.3	20.8	18.0	18.8	22.6	-	-
全国	目標値	18.5	-	-	-	-	-	-	13.0 以下
	実績値	18.5	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4	-	-

- 秋田市の数値は、厚生労働省「人口動態統計の数値」の数値
- 秋田県の数値は、第2期秋田県自殺対策計画から引用
- 全国の数値は、厚生労働省「人口動態統計の数値」の数値

2 これまでの取組と評価

(1) 基本施策

ア 地域におけるネットワークの強化

自殺対策ネットワーク会議は民・学・官の委員により構成し、毎年度、自殺対策事業の進捗管理をしたほか、本市における自殺対策の現状および関係団体の活動状況の情報提供を行い、民・学・官の連携による取組を強化しました。また、自殺対策ネットワーク会議検討部会については、重点施策検討部会を年3回、自殺未遂者対策検討部会を年2回開催しました。

評価指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	令和4年度実績
秋田市自殺対策ネットワーク会議の開催回数	年2回	年2回	年2回
秋田市自殺対策ネットワーク会議検討部会の開催回数	年4回	年5回	年5回

イ 自殺対策を支える人材の育成

人材育成のための研修の実施は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により一部中止や縮小開催となった講座がありましたが、各機関がオンライン開催等、実施可能な方法を工夫したことから参加者が徐々に戻り、目標値に到達しました。

様々な悩みや生活上の困難を抱える市民に対して、早期に気づき、適切な支援へつなぐ役割を担える人材の育成は重要です。コロナ禍など社会情勢の変化の中でも各機関が継続した取組に尽力しました。

評価指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	令和4年度実績
人材育成に関する研修会の修了者数	725人	3,000人(延数)	3,415人(延数)

* 基準値は、平成29年度単年の実績。目標値は、令和元年度から令和4年度までの延人数

ウ 市民への啓発と周知

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、講演会等の中止や小規模開催を余儀なくされましたが、メディアや資料展示の機会を活用して活動を継続しました。

秋田市自殺対策強化月間の認知度は目標値に到達したものの、ゲートキーパーの認知度、相談窓口を知っている人の割合は目標値に届きませんでした。市民一人ひとりが身近な人のゲートキーパーとして「気づき」「声かけ」「寄り添い」「つなぎ・見守る」ことを意識し、自殺のリスクを抱えた市民が適切な相談窓口を利用して支援を受けられるよう更なる普及啓発を図る必要があります。

評価指標	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和3年度)	令和3年度調査
「秋田市自殺対策強化月間」を聞いたことがある人の割合	データなし	35%以上	41.6%
「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことがある人の割合	データなし	20%以上	12.9%
相談窓口を知っている人の割合	35.8%	50%以上	38.3%

* (3) 市民への啓発と周知は、秋田市「市民健康意識調査」で把握

エ 生きる力の強化

あらゆる分野にまたがる相談事業が、生きる力を強化する事業として機能し、各分野の相談の中で必要に応じて心の相談事業につながるよう関係機関との連携を推進しました。平成30年度の28事業から令和4年度は44事業となり、目標に到達しました。

評価指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	令和4年度実績
生きる力の強化に関連する相談事業数	28事業	40事業	44事業

オ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

危機に直面したときの実践的なSOSの出し方と、つらいときや苦しいときは助けを求めても良いことを学ぶ教育を推進しました。

児童生徒のSOSの出し方に関する教室は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で開催を延期することとし、教育現場や関係機関と連携を図り、中学校1校を対象に令和5年度に実施しました。

評価指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	令和4年度実績
児童生徒のSOSの出し方に関する教室	準備中	実施	令和4年度調査 令和5年度実施

(2) 重点施策

毎年度、重点施策の中から1つ施策を取り上げて重点施策検討部会で対策を検討、実施計画を策定し目標を定め、翌年度に計画に基づき事業を実施しました。

ア 勤務・経営対策（令和2年度実施）

悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、正しい知識の普及と情報提供を行うため、自殺対策リーフレット等を作成し、広く市民に周知しました。

また、労働者の自殺を防ぐため、従業員10人以上100人未満の企業の経営者等を対象にメンタルヘルスやハラスメントに関する研修会を開催しました。

事業名	目標値 (令和2年度)	令和2年度実績
勤務・経営対策リーフレットの作成・配布	秋田商工会議所報同封サービス「とくとく情報便」活用	5,400部配布（秋田商工会議所とくとく情報便登録企業）
自殺対策（勤務・経営）研修会	回数：1回 時期：3月	回数：1回 開催日：令和3年3月25日(水) 参加者数：24人

イ 若者対策（令和3年度実施）

悩みを抱えた若者が早期に相談窓口につながるよう、ステッカーを作成・配布しました。若者の集まる商業施設等に配布し、自然に目に止まり、周囲の目を気にせず相談窓口を検索できるよう、個室トイレ等に掲示しました。

また、若者の自殺対策の推進を図るため、自身のつらさや苦しさに気づいた時に必要な援助を求めることができるよう、援助希求の必要性和具体的な方法を学び自己で発信する力を高めるとともに相談を受けた場合の対応について学ぶ研修会を開催しました。更に、産後うつ等が疑われる方へ心の相談事業を紹介できるよう、子ども未来部と連携し、必要な方へリーフレットを配布しました。

事業名	目標値 (令和3年度)	令和3年度実績
若者向け啓発ステッカー作成・配布	事業所、大学（専門学校含）等に配布	・市内企業(10,800部配布) ・事業所、大学・短大・専門学校、スーパー、ドラッグストア等(1,890部配布)
自殺対策（若者）研修会	回数：1回 時期：9月	回数：1回 オンライン 実施日：令和3年9月22日(水) オンデマンド配信 9/24~10/1 参加人数：235人

ウ 生活困窮者対策（令和4年度実施）

金銭面について相談しづらいと感じている方が、早期に相談窓口につながるようなカードを作成・配布し相談窓口の周知を図りました。

金銭面について相談しづらいと感じている方が、手に取りやすく携帯できるカードを作成・配布し、相談窓口の周知をしました。

また、生活困窮者に関わる機会がある各種窓口の担当者や相談機関の支援者を対象に、観察ポイントや声かけの具体例等の対応について学ぶ研修会を開催しました。

事業名	目標値 (令和4年度)	令和4年度実績
生活困窮者 向け啓発カード 作成・配布	金融機関、不動産関連会社、 年金・税・水道等の家計に関 わる関係機関、医療機関等 関係相談機関に配布	金融機関、不動産関連会社、 年金・税・水道等の家計に関わ る関係機関、医療機関等関係 相談機関(16,190部配布)
自殺対策 (生活困窮者) 研修会	回数：1回 時期：10月	回数：1回 実施日：令和4年10月13日(木) 会場およびオンライン 参加人数：65人

エ 高齢者対策（令和5年度実施）

高齢者に関わる人を対象に、傾聴について理解を深め実践できるようにパンフレットを作成・配布し、普及啓発をしました。

また、高齢者にとって身近な存在の方がゲートキーパーとなり、支えることができるよう、高齢者と接する機会のある地区組織員および一般市民の希望者を対象に、高齢者特有の心理や健康状態、ゲートキーパーについて学ぶ講演会を開催しました。

事業名	目標値 (令和5年度)	令和5年度実績
傾聴についての普及 啓発	民生委員、地域保健推進員 等に傾聴パンフレット作成・配 布	民生委員、地域保健推進 員、地域包括支援センター等 (1,860部配布、R5.9末現在)
高齢者のためのゲー トキーパー講座	回数：1回 時期：9月	回数：1回 実施日：令和5年9月19日(火) 会場およびオンライン 参加人数：36人

卷 末 資 料

- 1 秋田市の自殺対策取組経過
- 2 自殺対策基本法
- 3 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例
- 4 秋田市自殺対策ネットワーク会議設置要綱
- 5 秋田市自殺対策ネットワーク会議委員名簿
- 6 秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

1 秋田市の自殺対策取組経過

※は国、秋田県の動向等

時 期	取組内容等
平成18年度	<p>※「自殺対策基本法」施行</p> <p>【健康管理課事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医による精神保健福祉相談（現在も継続） ・こころの健康アップ講座（R2まで実施） ・自律訓練法講座（H18まで実施） ・職場におけるハートリフレッシュ講座（H25まで実施） ・こころの相談従事者研修会（H20まで実施） ・アルコール家族教室（H20まで実施）
平成19年度	<p>6月 ※「自殺総合対策大綱」が閣議決定</p> <p>7月 ※県が開催した「自殺予防に関する市町村トップセミナー」（全県の首長および議長が対象）に、市長が出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秋田市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置し、第1回連絡会開催（年度内5回開催）。以降、名称を「秋田市自殺対策庁内連絡会議」と変更し、現在も継続 <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市自殺予防トップセミナー開催、市議会議員および市幹部職員等約200名が参加 ・市議会定例会に自殺予防緊急対策に係る補正予算を提案 <p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員による「秋田市自殺対策を考える議員の会」結成 <p>1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防パンフレットおよびシールを全戸配布 <p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度秋田市自殺予防総合対策策定、公表。以降、名称を「秋田市自殺総合対策事業計画」と変更し、H30まで毎年度策定 <p>【健康管理課新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防市民講話会（H24まで実施） ・アディクション関連問題学習会（H24から依存症セミナー、R2から、こころのケア相談セミナーに位置づけ現在も継続） ・仲間づくり支援事業（現在も継続） ・こころのケア相談員養成セミナー（こころのケア相談セミナーとして現在も継続） ・自殺者親族等への支援研修会（H20まで実施） ・臨床心理士によるこころのケア相談（現在も継続） ・思春期講座（H23まで実施）
平成20年度	<p>6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市自殺予防対策ネットワーク会議設置（年度内3回開催）以降、H23に秋田市自殺対策ネットワーク会議と名称変更、現在も継続 ・自殺予防パンフレット作成・配布、改訂を重ね、現在も活用） <p>9～10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9～10月を市独自の自殺予防強化期間と位置づけ、「広報あきた」での啓発、街頭キャンペーンをはじめ、市およびNPO等の自殺予防関連事業を集中開催 <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所向けパンフレットを作成・配布 <p>※自殺総合対策大綱一部改正、自殺対策加速化プラン策定</p>

<p>平成21年度</p> <p>9月</p> <p>11月</p> <p>2月</p> <p>3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市自殺対策ネットワーク会議に秋田市自殺未遂者フォローアップ検討会議設置(年度内3回開催)。以降、H24に「秋田市自殺対策ネットワーク会議自殺未遂者対策検討部会」として、R4まで設置 ※国の自殺対策緊急戦略チームが自殺対策100日プラン発表 ※国の自殺総合対策会議で、いのちを守る自殺対策緊急プラン策定 ・自死遺族用パンフレットおよび自殺未遂者用パンフレット作成・配布 <p>【健康管理課新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こころのケア相談セミナー」3回実施(回数を5回にして、現在も継続) ・地域自殺対策緊急強化事業として関係2団体3事業に補助金交付。以降、H27から地域自殺対策強化事業と名称を変え、団体、事業の変更もあるが現在も継続
<p>平成22年度</p> <p>2月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田ふきのとう県民運動実行委員会に参加(以降、毎年参加) ・中高年男性向けパンフレット作成・配布
<p>平成23年度</p> <p>9月</p> <p>3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市自殺対策ネットワーク会議の中に高齢者対策検討部会設置(年度内2回開催)、以降、H30年度まで継続 ・自殺対策啓発パンフレット作成・全戸配布 <p>【健康管理課新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のうつ病に関する実務者研修会(H24高齢者支援者に関する実務者研修会、H25自殺対策緊急強化事業として実施) ・自殺未遂者ケア研修会(H25も実施) ・高齢者の自殺予防啓発用カード作成(H24も実施)
<p>平成24年度</p> <p>4月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>2月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自損患者診療状況シート活用開始(現在も継続) ・秋田市消防本部救急課に自殺対策ワーキンググループ設置 ・自殺予防啓発用カードを作成・配布 ・消防本部、健康管理課共催の自殺対策研修会を開催 ・秋田市自殺対策緊急強化事業として、啓発看板設置(庁舎、市民サービスセンター)、路線バスに予防啓発ラッピング(H25も実施)、DVDを活用した普及啓発を実施 ※国の自殺総合対策大綱見直し ・市内医療機関等に自殺予防啓発用ポスター作成・配布
<p>平成25年度</p> <p>9月</p> <p>11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員発議による「秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例」公布(施行はH26年4月) ・援助職メンタルヘルス研修会開催 <p>【健康管理課新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー研修(秋田市消防職員対象)
<p>平成26年度</p> <p>9月</p> <p>11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市自殺対策ネットワーク会議高齢者対策検討部会において作成した傾聴パンフレットを活用し、普及啓発を実施(改訂を重ね、現在も活用) ・自殺未遂者用パンフレットおよびその家族等用パンフレット作成・配布、現在も継続 ※これまで全国1位であった秋田県の自殺率が、H26年は2位になる。

	<p>【健康管理課新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自殺・自傷行為に傾く若年者の心理に関する研修会」（「若者の心理に関する研修会」と名称を変更し、現在も継続）
<p>平成27年度</p> <p>6月 7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防街頭キャンペーンが、啓発強化のため1回増え、年4回実施 ※秋田県自殺予防市町村キャラバン隊が秋田市を訪問 ※秋田県の自殺率は、H26より改善したものの、再び全国1位 <p>【健康管理課新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者向けパンフレット作成・配布（若者向けステッカーに移行し掲示を継続）
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ※自殺対策基本法一部改正（H28年4月1日施行） ・広報あきたに特集号掲載（9月・12月）
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・改正自殺対策基本法に基づき、新たに9月と3月を「秋田市自殺対策強化月間」と定め、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージ等で各種啓発事業を実施
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間をH31年度～R5年度とする第1期秋田市自殺対策計画を策定。秋田市自殺対策ネットワーク会議、秋田市自殺対策庁内連絡会議をそれぞれ年4回開催
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期秋田市自殺対策計画初年度、普及啓発を強化（市民サービスセンター祭でのスタートキャンペーン、強化月間にのぼり旗設置、広報特集号掲載） ・重点施策（勤務・経営対策）検討部会、年3回開催
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策（勤務・経営対策）対応事業（事業所向けパンフレットの作成および配布、職場のメンタルヘルスセミナー開催） ・重点施策（若者対策）検討部会、年3回開催
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策（若者対策）対応事業（若者向け自殺対策ステッカーの作成および配布、若者のこころの健康講座開催） ・重点施策（生活困窮者対策）検討部会、年3回開催 ・高齢者向け声かけカードの作成・配布
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策（生活困窮者対策）対応事業（生活困窮者向けカードの作成および配布、生活困窮者支援者向け講座の開催） ・重点施策（高齢者対策）検討部会、年3回開催 ・高齢者向け声かけカードの配布 <p>※国の自殺対策大綱の一部改正</p>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策（高齢者対策）対応事業（「高齢者のこころに寄り添う」傾聴パンフレットの作成・配布、高齢者のためのゲートキーパー研修開催） ・自殺未遂者対策検討部会成果物として、自殺未遂者支援体制マニュアル「秋田市の自殺未遂者と家族を支援するための方法」を作成、関係機関に配布、マニュアルを活用し支援を継続 ・計画期間をR6年度～R10年度とする第2期秋田市自殺対策計画を策定、秋田市自殺対策ネットワーク会議、秋田市自殺対策庁内連絡会議をそれぞれ年3回開催

2 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成28年3月30日改正、同年4月1日施行）

（平成十八年六月二十一日）

（法律第八十五号）

改正 平成二七年九月一一日法律第六六

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施

されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するため

の体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

3 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例

秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例

平成25年9月30日
条例第60号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第19条）

第3章 推進体制（第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

秋田市民憲章にもうたわれているとおり、このまちで暮らす市民一人ひとりが、健康で明るく豊かな住みよいまちを目指す、それが私たちの願いです。

しかし、残念なことに、近年、我が国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移し、自殺が重大な社会問題となっており、それは本市においても例外ではありません。

これまで個人的な問題として捉えられがちであった自殺については、その多くが個人だけの努力ではどうすることもできない「追い込まれた末の死」であり、およそ個人の問題とは言い切れません。

本市では、既に、民・学・官が連携した自殺対策における秋田モデルと言われる取り組みが進んでおりますが、さらに機運を高めていかなければなりません。

自然環境豊かなこのまちで、全ての市民が幸せに暮らすという考えの下、自殺を取り巻く要因および環境について市全体で解決を図り、一人ひとりが「一人のいのち」を大切にし、自殺対策の担い手としてともに支え合う秋田市をつくり上げていくことを目指し、ここに秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自殺対策について、基本理念を定め、市、事業主、学校

等、市民および議会の責務を明らかにするとともに、自殺対策に係る施策に関し必要な事項を定めることにより、市民個人およびその親族等の心情および立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進し、もって市民一人ひとりがかけがえのないのちの大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第12条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱に定められた自殺総合対策における基本認識を踏まえ、自殺は防ぐことができる問題として取り組まれなければならない。

2 自殺対策は、自殺について個人の問題としてのみでなく、地域的および社会的な要因等から多角的に問題点を分析し、地域レベルの実践的な取組を含めた措置を講じることにより、推進されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防および自殺発生の危機への対応として取り組むとともに、自殺又は自殺未遂が発生した場合における事後対応の効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市と国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等、市民、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者との密接な連携の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関と連携し、市の状況に応じた施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市民の経済的および精神的な問題のほか生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実および業務の連携により適切な対応をするものとする。

3 市は、常に市内の自殺問題に関する状況および情報について分析し、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。

4 市は、自殺対策の担い手である市職員等が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう、配慮するものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、市および関係機関と連携し、その雇用する労働者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、特に自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市および関係機関と連携しながら、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第5条 学校等は、市、関係機関、保護者等と連携し、児童、生徒又は学生の心身の健康を保持するとともに、教職員等が心身の健康を保持しながら職務

に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 学校等は、常にいのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

3 学校等は、児童、生徒又は学生からの心の迷い等のサインを見逃すことなく、適切に対処するものとする。

4 学校等は、いじめと自殺との因果関係を過小に評価することなく、いじめの防止および早期発見に努めるとともに、いじめの対策に万全を期するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺対策に深い関心と正しい理解を持ち、一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう努めるものとする。

(議会の責務)

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視および評価を行うとともに、必要な提言等を行うものとする。

(名誉および心情ならびに生活の平穩への配慮)

第8条 市は、自殺対策を実施する上で、自殺者、自殺未遂者および自殺のおそれがある者ならびにそれらの親族等の名誉および心情ならびに生活の平穩に十分配慮しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(報告)

第10条 市は、毎年度、市における自殺の概要および施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第2章 基本的施策

(自殺の実態の調査研究等)

第11条 市は、自殺の実態を明らかにするため、調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析および提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第12条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第13条 市は、自殺対策を推進するため、適切な人材を確保し、その養成および資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくりに係る相談体制の整備)

第14条 市は、心の健康の保持および増進のため、職場、学校、地域等におけるあらゆる機会において、市民からの相談に対応することができる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療の提供体制の整備)

第15条 市は、自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて医療機関と連携し、適切な医療が受けられる体制の整備に必要な施策を

講ずるものとする。

(自殺対策の社会的な取組に係る連携体制の整備)

第16条 市は、自殺対策推進の社会的な取組として、各種相談窓口の機能の充実を図るとともに、関係機関等との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等に対する支援)

第17条 市は、自殺未遂者および自殺のおそれがある者が自殺を図ることのないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第18条 市は、自殺者又は自殺未遂者の親族等を感じる複雑な心情に配慮し、当該親族等が偏見、誤解等により不利益を被らないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体との連携の強化)

第19条 市は、地域における民間の団体が行う活動に関し、自殺の防止を目的とする活動のほか、関連する分野の活動についても自殺対策に関与し得ることを理解した上で、民間の団体との連携を強化し、必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進体制

(自殺対策ネットワーク会議)

第20条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、自殺対策に関係する行政機関、民間の団体、学識経験者、市民等をもって構成する自殺対策ネットワーク会議を置く。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

4 秋田市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

秋田市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

平成20年5月9日
保健所長決裁

(設置)

第1条 秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例（平成25年秋田市条例第60号）第20条の規定に基づき、関係機関・団体が連携し自殺の予防を図るとともに、自殺者の親族に対する支援等の対策を総合的に推進することを目的として、秋田市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る社会的取組に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に係る総合的な推進に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる関係機関の職員のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 医療・保健・福祉関係機関
- (2) 大学・研究関係機関
- (3) 労働関係機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 法律関係機関
- (6) 地域関係団体等
- (7) 行政関係機関

(座長)

第4条 ネットワーク会議に座長を置き、秋田市保健所長をもって充てる。

2 座長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第6条 ネットワーク会議は座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をネットワーク会議に参加させ、意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 ネットワーク会議は、第2条各号に係る専門の事項に関する処理をするため必要があるときは、検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、座長が指名するネットワーク会議委員およびその他の委員をもって組織する。

3 その他の委員は、当該専門の事項に関し学識、経験を有する者および本市関係部局の職員などのうちから、座長が指名する。

(事務局)

第8条 ネットワーク会議の運営にあたり、必要となる庶務関係および連絡調整については、秋田市保健所に事務局を置き、処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

5 秋田市自殺対策ネットワーク会議委員名簿

秋田市自殺対策ネットワーク会議委員名簿（19名）

令和5年6月1日現在

氏名	所属団体	備考
藤枝 信夫	秋田市医師会	
内藤 信吾	秋田市医師会	
岩間 雄一	秋田県薬剤師会秋田中央支部	
久島 薫	秋田県公認心理師・臨床心理士協会	
黒崎 義雄	秋田市社会福祉協議会	
太田 英伸	秋田大学大学院医学系研究科	
佐藤 昌人	秋田公共職業安定所	
伊藤 智	秋田商工会議所	
佐々木 雄治	秋田市中学校長会	
長谷川 康	秋田弁護士会	
嵯峨 直司	秋田県司法書士会	
雲然 俊美	特定非営利活動法人 秋田いのちの電話	
木場 忠義	特定非営利活動法人 蜘蛛の糸	
藤原 育子	和田地区保健推進員会	
大沼 浩子	特定非営利活動法人 秋田県就労・生活自立サポートセンター	
高杉 裕貴	秋田中央警察署	
千葉 智広	秋田市消防本部	
安東 文明	秋田市福祉保健部	
伊藤 善信	秋田市保健所	座長

事務局 【健康管理課】

6 秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

平成19年7月20日
副市長決裁

(設置)

第1条 自殺対策に全庁横断的に取り組むことにより、市民のかけがえのない命を救うため、秋田市自殺対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策に係る情報収集および調査に関すること。
- (3) 自殺対策の検討に関すること。
- (4) その他自殺対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にあるものをもって充てる。

委員長 保健所に関する事務を分掌する副市長

副委員長 保健所次長

委員 総務部次長、市民生活部次長、福祉保健部次長、子ども未来部次長、産業振興部次長、教育次長、消防次長

3 委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年6月27日から施行する。
- 2 改正後の秋田市自殺対策庁内連絡会議設置要綱第3条第2項の規定は、令和4年4月1日から適用する。